

立川市第 4 次特別支援教育実施計画（案）

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 27 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 飯 田 芳 男

理由

立川市第 5 次長期総合計画・前期基本計画に基づく個別計画策定のため。

立川市第4次特別支援教育実施計画(案)

～「つながり」を大切にした特別支援教育の推進～

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度



令和7（2025）年
立川市教育委員会

目次

第1章	はじめに.....	1
1	計画の目的.....	1
2	計画策定の経緯.....	1
3	他計画との関係.....	2
4	計画期間.....	3
5	計画範囲.....	3
第2章	計画策定にあたって.....	4
1	国の動き.....	4
2	東京都の動き.....	6
3	本市における特別支援教育の状況.....	7
4	立川市第3次特別支援教育実施計画の振り返り.....	28
第3章	計画の体系.....	34
1	計画の基本理念及び基本方針.....	34
2	計画の体系図.....	35
第4章	事業の展開と今後の主な取組.....	36
基本方針1	連続性のある多様な学びの場と支援の充実.....	36
基本方針2	学校における指導の充実.....	39
基本方針3	相談・連携体制の充実.....	43
資料編		46
1	用語解説.....	47
2	計画策定体制・経過.....	55

用語解説について

本文中、用語解説にある用語については、単語の末尾に＊印をつけています。

第1章 はじめに

1 計画の目的

立川市第4次特別支援教育実施計画は、令和7(2025)年度を初年度とする「立川市第5次長期総合計画」の個別計画である「第4次学校教育振興基本計画」の方向性を受けて、特別支援教育*を実施するための計画として位置付けられています。これらの関連する計画や東京都などの計画に留意するとともに、切れ目のない相談・支援体制を強化し、取組の方向や目標を定めるとともに基本施策や取組項目を示す計画として策定しました。

2 計画策定の経緯

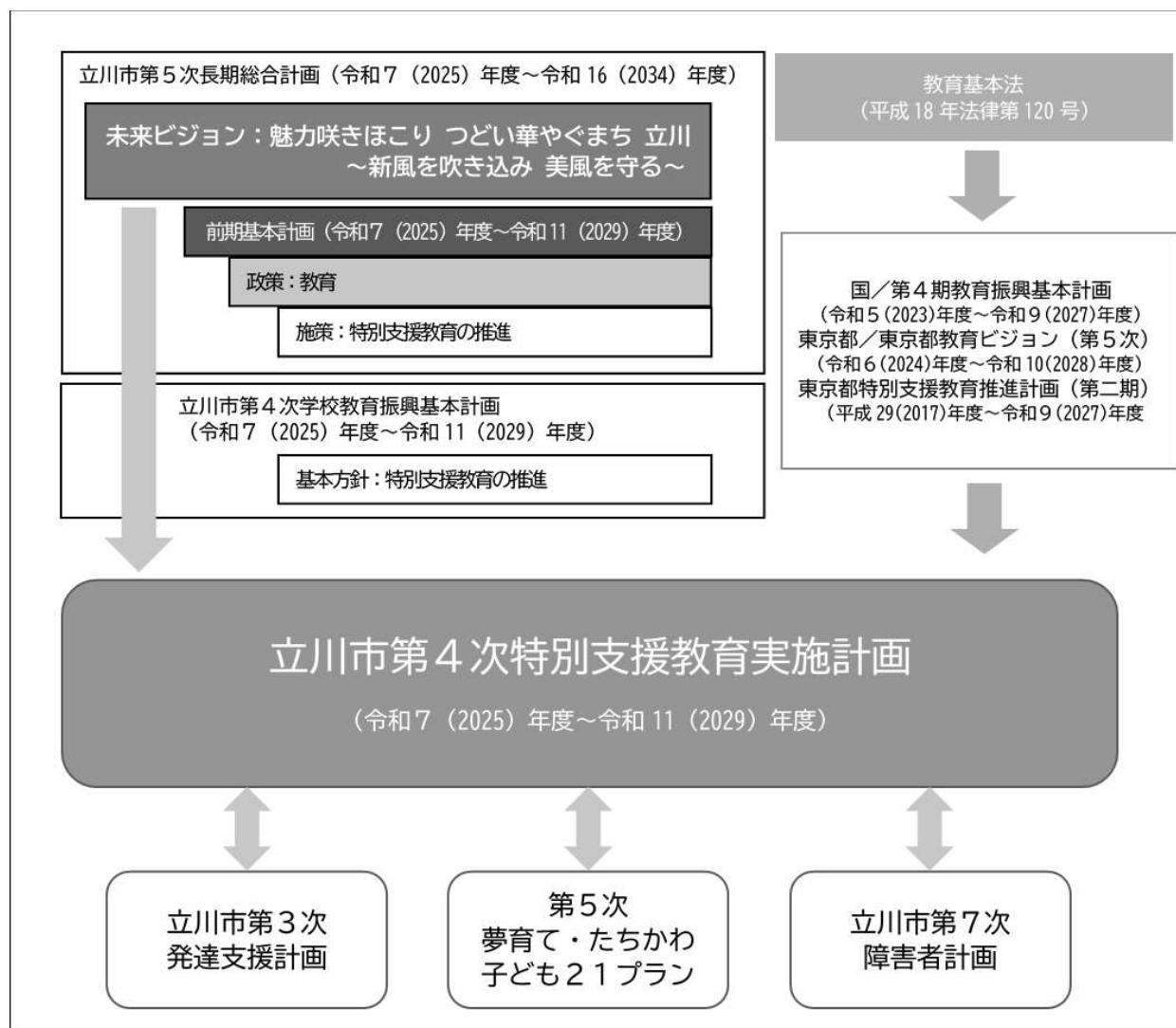
市教育委員会が実施してきた特別支援教育に関わる事業と小中学校の状況、国や東京都の動向等を踏まえ、平成26(2014)年に「特別支援教育実施計画」を、平成29(2017)年に「第2次特別支援教育実施計画」、令和2(2020)年には「第3次特別支援教育実施計画」を策定し、これらに基づいて特別支援教育の推進に取り組んできました。

また、令和2(2020)年には「立川市第4次長期総合計画(後期期基本計画)」の策定に伴い、子どもと子育てに関する総合計画である「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン」や発達支援に関する「第2次発達支援計画」、障害者施策に関する「第6次障害者計画」、学校教育に関する「第3次学校教育振興基本計画」などを策定し、年次的・体系的な目標に沿った取組を進めているところです。

立川市第4次特別支援教育実施計画は、立川市第3次特別支援教育実施計画の計画期間が令和6(2024)年度末であることから、その方向性を引き継ぎ、令和7(2025)年度以降の5年間の立川市の学校教育の中で、具体的な特別支援教育の取組の方向性等を定めるため、学識経験者や関係団体、学校、保護者、公募市民等で構成する立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会等の協議を経て策定しました。

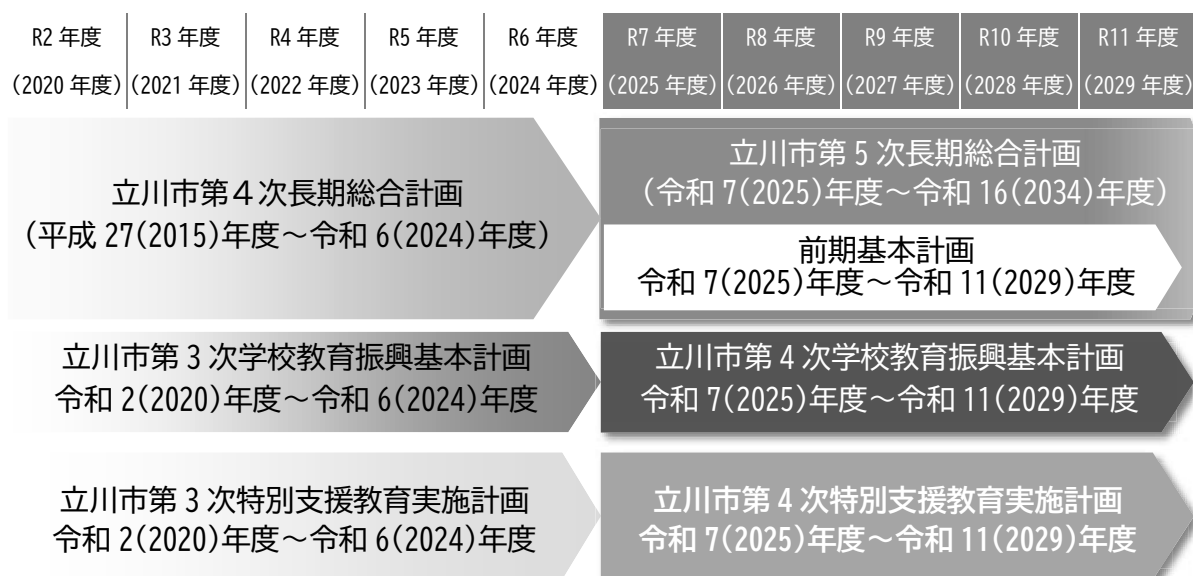
3 他計画との関係

計画策定にあたっては、国の第4期教育振興基本計画や東京都の東京都教育ビジョン(第5次)、東京都特別支援教育推進計画(第二期)を参酌するとともに、関連する立川市第4次学校教育振興基本計画等の個別計画との整合を図っています。



4 計画期間

立川市第5次長期総合計画・前期基本計画や第4次学校教育振興基本計画の計画期間と整合を図り、令和7（2025）年度を初年度とする5年間を計画期間とします。



5 計画範囲

就学に向けた支援や相談、学校での配慮など、主に入学から義務教育修了までの取組や保護者や子ども自身の悩みに応じる相談などについては、本計画で設定した目標に沿って活動していきます。一方、主に、就学前（乳幼児期）の児童を対象とする発達支援・相談については、「第3次発達支援計画」に沿って活動し、切れ目のない相談・支援体制を進めます。



第2章 計画策定にあたって

1 国の動き

障害者基本法

平成23(2011)年8月改正

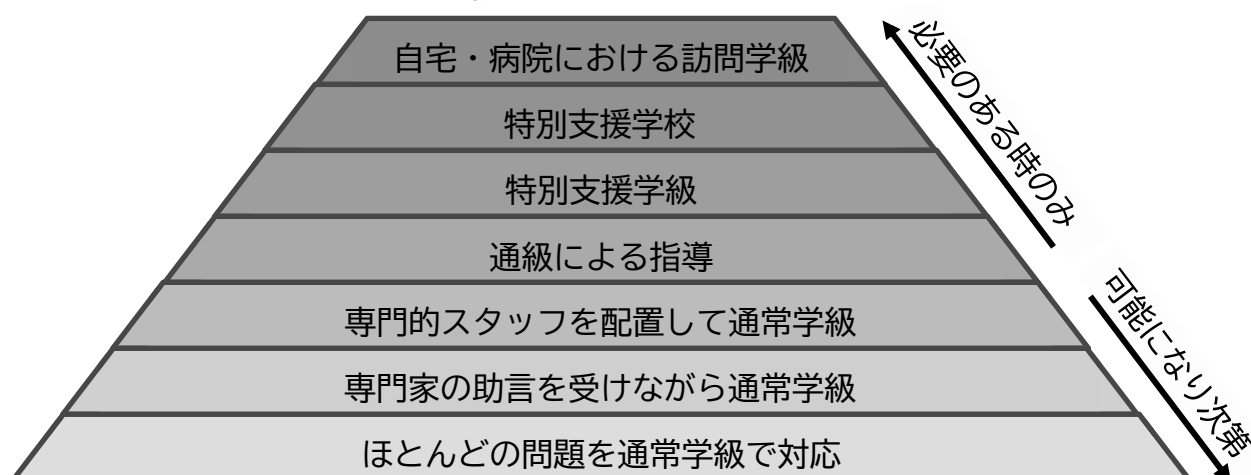
- 教育については、障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこと、児童・生徒及びその保護者への必要な情報の提供、「交流及び共同学習*」の実施、人材の確保及び資質の向上等が示されています。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)

平成24(2012)年7月報告

- 共生社会*の形成に向けて、就学相談・就学先決定のあり方や障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮*及びその基礎となる環境整備や多様な学びの場*の整備と学校間連携等の推進をすること、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上をすることなどについてまとめられています。

インクルーシブ教育システムにおける「多様な学びの場」



障害者の権利に関する条約

平成26(2014)年2月批准

- 教育については、障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することとされています。また、この権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等が定められています。

発達障害者支援法

平成28(2016)年5月改正

- 教育については、国及び地方公共団体が、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童・生徒と共に教育を受けられるよう配慮することや、個別の教育支援計画*の作成及び個別の指導に関する計画の作成やいじめ*の防止等のための対策の推進を行うこと等が規定されています。

GIGAスクール構想

令和2(2020)年1月通知

- 全ての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びの場と協働的な学びを実現するため、児童・生徒の一人1台端末が整備されています。特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個別最適化され、資質・能力の一層確実な育成を目指しています。

『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適
な学びと、協働的な学びの実現～(答申)』

令和3(2021)年1月答申

- 特別支援教育の在り方についての基本的な考え方として、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられる条件を整備し、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導*、特別支援学級*、特別支援学校*といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備、特別支援教育を担う教員の専門性向上や関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実などが求められています。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

令和3(2021)年9月施行

- 医療的ケア児が医療的ケア*を必要としない児童・生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われるなど、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることが示されています。

こども基本法

令和5(2023)年4月施行

- すべての子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

第4期教育振興基本計画

令和5(2023)年6月策定

- 子どもが抱える困難が複雑化・多様化する中で、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実やインクルーシブ教育システム*の実現に向けた取組、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育を推進しています。

2 東京都の動き

東京都特別支援教育推進計画(第二期)
第二次実施計画

平成29(2017)年2月策定

- 小学校、中学校等に在籍する児童・生徒が充実した教育環境の下で、適切な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導及び支援によって着実に力を伸長させるとともに、切れ目なく、継続性のあるきめ細かな指導及び支援が行われ、児童・生徒一人ひとりが、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を身に付けることを目指しています。

東京都教育ビジョン(第5次)

令和6(2024)年3月策定

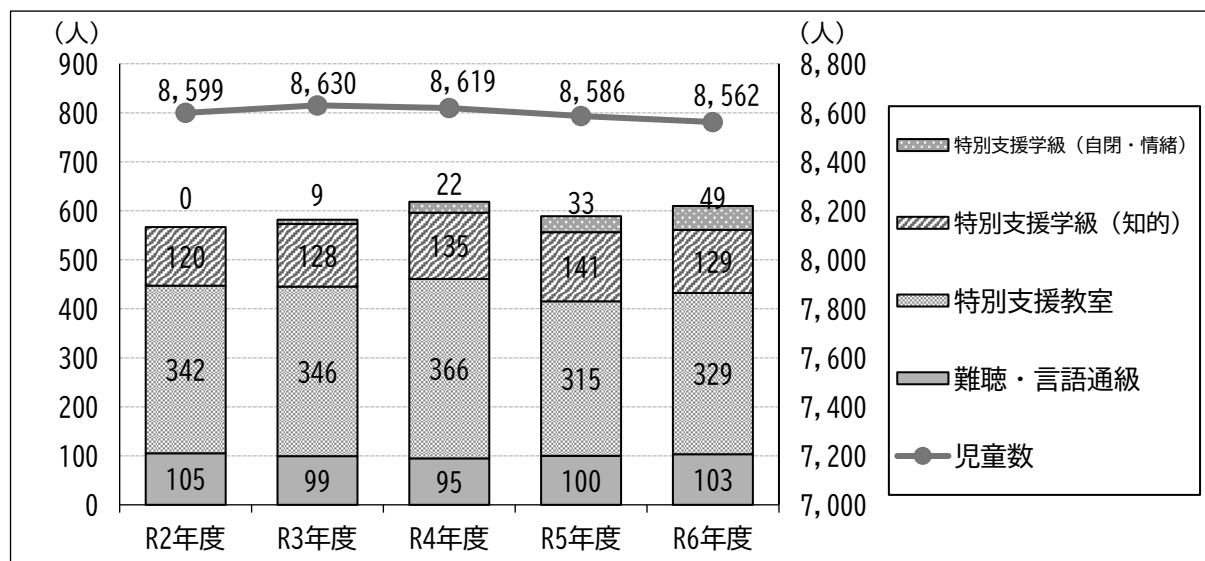
- 多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向け、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実を図り、子どもたちが、尊重しあいながら学ぶ環境を整備することが示されています。

3 本市における特別支援教育の状況

市の状況

(1)特別支援学級等に在籍する児童・生徒数の推移(各年5月1日現在)について

①小学校



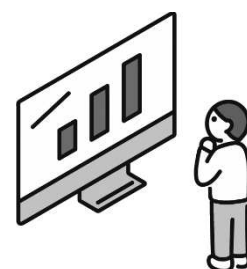
※特別支援学級等に在籍する児童数については、学級編制等調査に基づく人数

小学校では自閉症・情緒障害特別支援学級*が2校、知的障害特別支援学級*が7校設置されています。また、特別支援教室*は全校に、言語障害通級指導学級*(ことばの教室)が2校、難聴通級指導学級*(きこえの教室)が1校に設置されています。

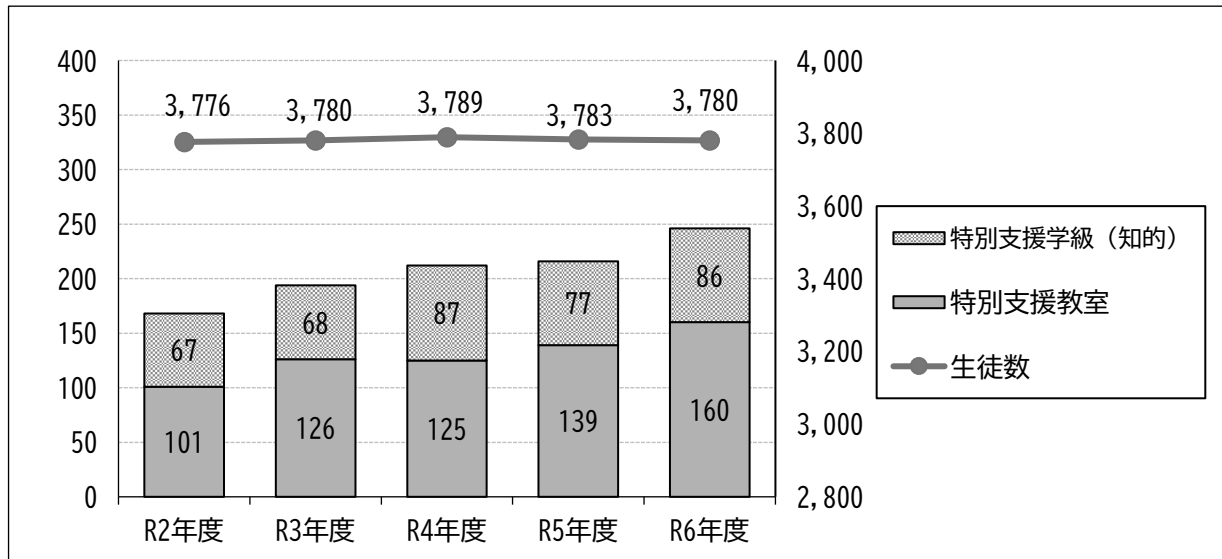
自閉症・情緒障害特別支援学級では児童数は増加傾向となっており、知的障害特別支援学級では130人前後で推移しています。

特別支援教室は平成30(2018)年度に全校に設置が完了し、以降は利用児童数が増加傾向でしたが、近年は横ばいで推移しています。

また、難聴・言語障害通級指導学級は100人前後で推移しています。



②中学校



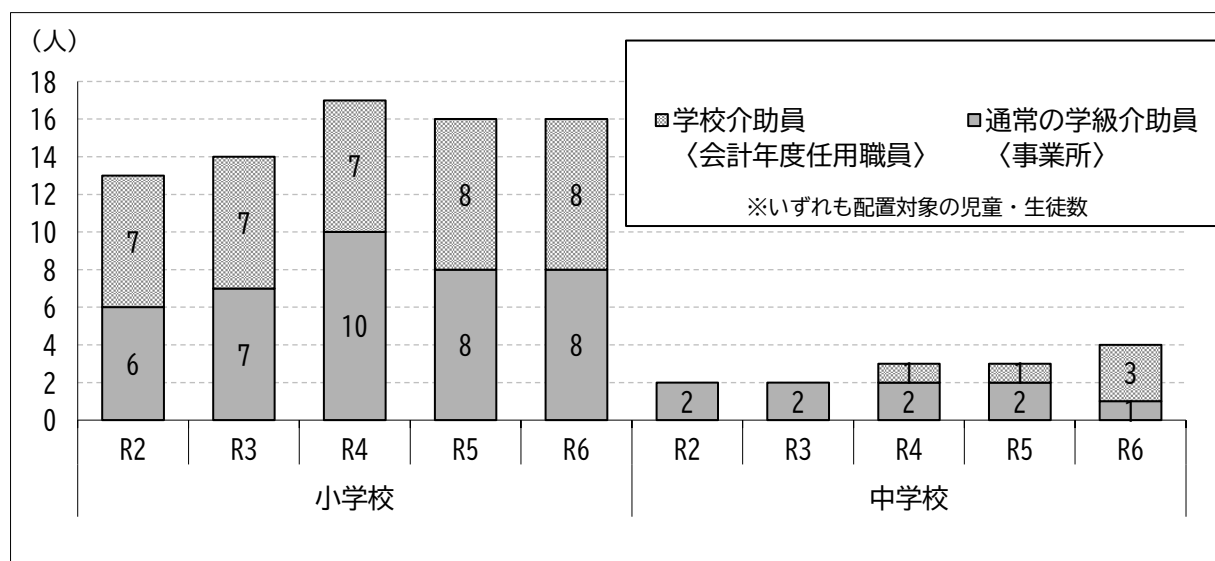
※特別支援学級等に在籍する生徒数については、学級編制等調査に基づく人数

中学校では知的障害特別支援学級が3校、特別支援教室は全校に設置されています。知的障害特別支援学級の生徒数は、近年は80人前後で推移しています。

特別支援教室は令和3(2021)年度に全校設置が完了し、利用生徒数は増加傾向となっています。

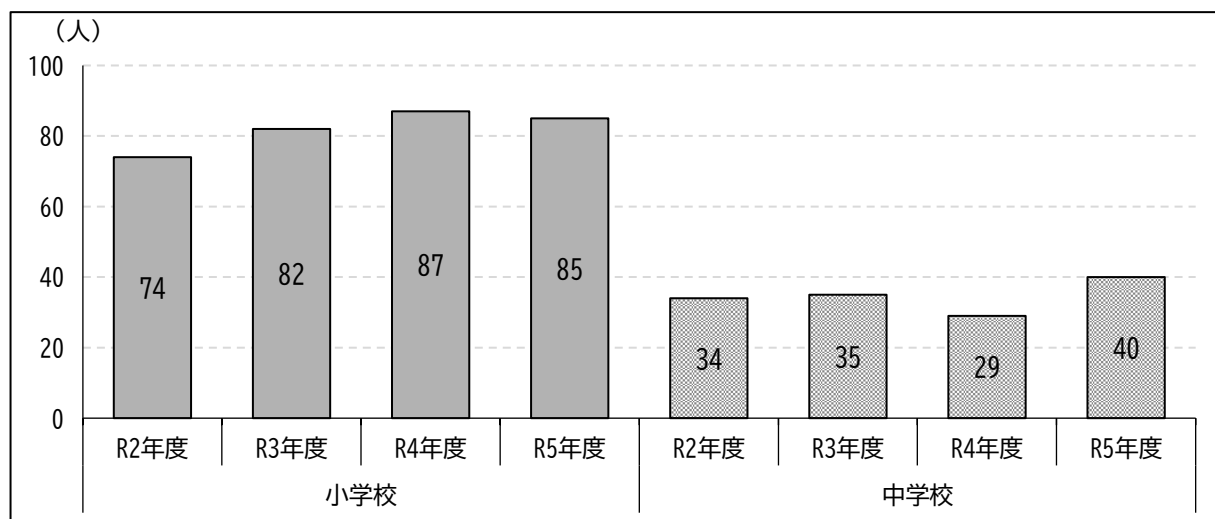
(2) 学校介助員・通常の学級介助員の配置状況

① 学校介助員・通常の学級介助員(各年5月1日現在)



通常の学級において、肢体不自由等により、常時支援を必要とする場合に通常の学級介助員を派遣し、見守り等の随時支援が必要な場合に、学校介助員を派遣しています。年に2～3回の支援会議(保護者、学校、介助員、教育委員会)において、課題の確認、今後の進め方を検討しています。相談員による授業観察や避難訓練の視察実施も行っています。

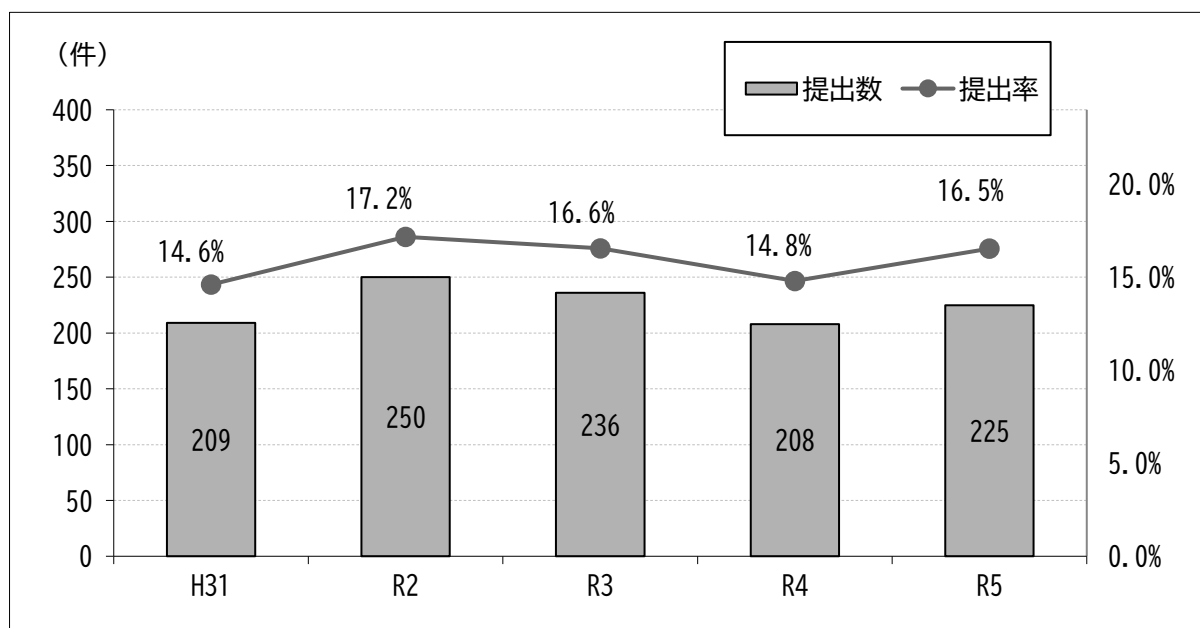
② 学校支援員*



学校支援員は、児童・生徒の学校生活への適応支援や、学校生活に困難が見られる児童・生徒が在籍する学校や学級の支援、通常の学級に在籍する支援や配慮が必要な児童・生徒に対する支援などを行っています。

(3)「就学支援シート」による小学校への接続について

①利用状況



「就学支援シート*」はお子さんが豊かで楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、保護者が幼稚園、保育園、その他専門機関の方と協力して作成し就学する小学校に引き継ぐものです。就学先の小学校は、「就学支援シート」を参考に「個別指導計画*」を作成し、学校での教育的支援を行っています。毎年200件を超える「就学支援シート」を保護者の方から提出をいただいています。

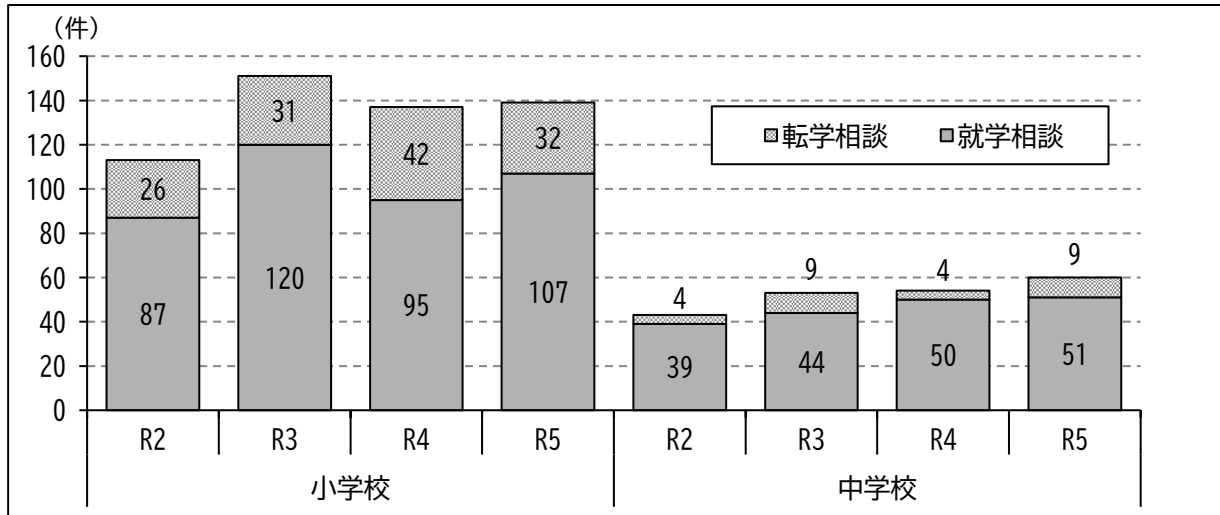
② 令和5(2023)年度提出者(令和6(2024)年度に市立小学校に入学した児童)の内訳

※()は前年度の件数

		通常の学級に就学	特別支援学級に就学
提出件数		206 (196)	19 (12)
入学前面談を希望		115 (106)	16 (8)
就学前機関	公立保育園	23 (23)	4 (1)
	ドリーム学園*	0 (1)	1 (1)
	幼稚園	60 (54)	3 (3)
	私立保育園	102 (92)	8 (5)
	市外保育園等	21 (21)	3 (2)

(4)就学相談・転学相談

①申込件数の推移



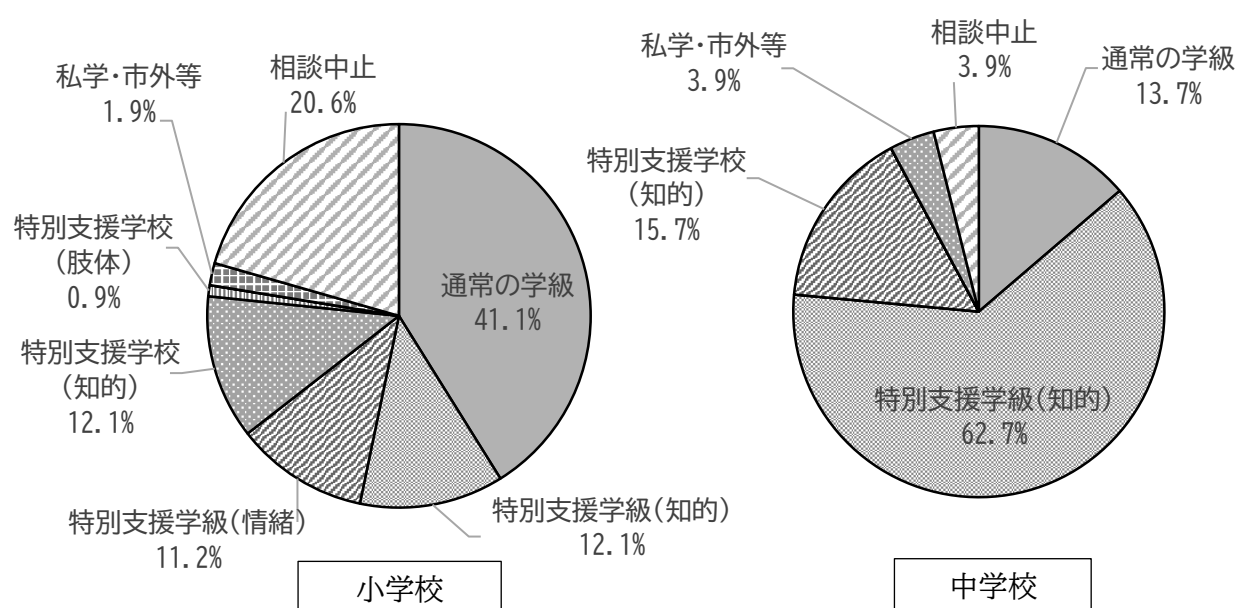
就学・転学相談では必要な情報や支援学校等の見学・体験の機会を提供しながら、子どもの能力や可能性を最も伸ばせる教育環境や必要な支援の内容を保護者と一緒に考えています。

小学校の就学相談では保護者の意向により、年度により申込件数に変化が見られます。一方、中学校の就学相談の申込件数では増加傾向となっています。

②就学先の内訳(令和5(2023)年度)

〈就学相談〉 ()内は、就学後も継続相談を要するケースで内数 (件)

	通常の 学級	特別支援学級		特別支援学校			転出 私学	相談 中止	合計
		知的	情緒	知的	肢体	他			
小学校	44 (15)	13 (1)	12 (0)	13	1	0	2	22	107 (16)
中学校	7 (3)	32 (1)	0 (0)	8	0	0	2	2	51 (4)
計	51 (18)	45 (2)	12 (0)	21	1	0	4	24	158 (20)



〈転学相談〉 ()内の数字は、年度の途中で転学したケースで内数。 (件)

	通常の 学級	特別支援学級		特別支援学校			転出 私学	相談 中止	合計
		知的	情緒	知的	肢体	他			
小学校	1 (1)	14 (7)	9 (1)	1	0	0	0	7	32 (9)
中学校	3 (0)	3 (3)	0 (0)	0	0	0	0	3	9 (3)
計	4 (1)	17 (10)	9 (1)	1	0	0	0	10	41 (12)

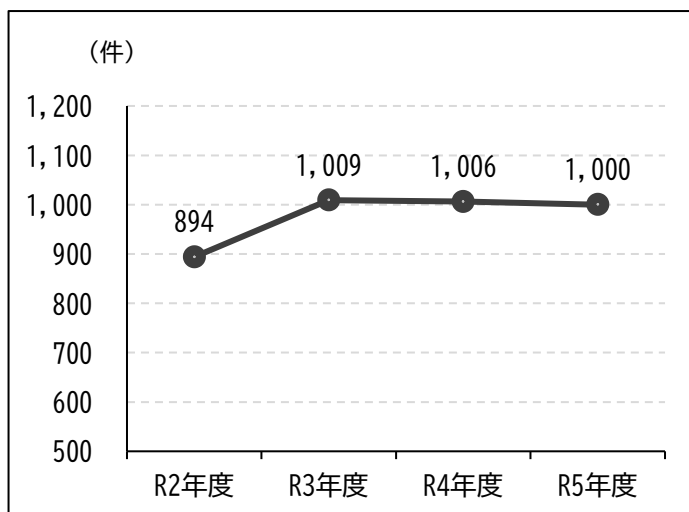
小学校の就学相談での就学先は、特別支援学級(知的・情緒)が 23.3%、都立特別支援学校(知的・肢体)が 13.0%でした。中学校では特別支援学級(知的)が 62.7%、都立特別支援学校(知的)が 15.7%でした。また、保護者が相談の過程において、通常の学級への就学を選択し、相談を途中で中止したなどのケースが小学校で 22 件(20.6%)ありました。

(5)教育相談

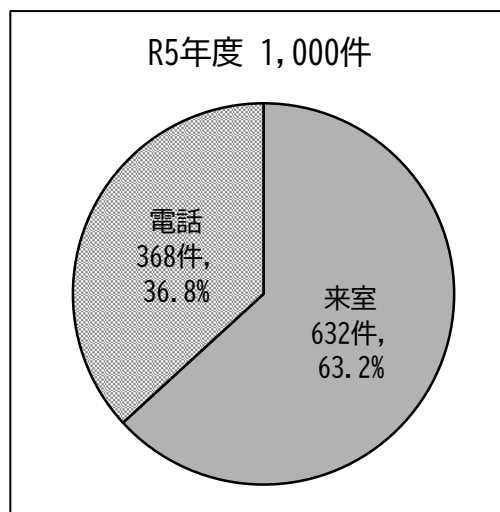
教育相談*を実施し、登校しづらい、友達とうまく遊べない、発達の遅れが気になる等、子育ての不安や心配事、子ども自身の悩みについて、心理の専門職である教育相談員がカウンセリングや遊戯療法等を行うとともに、学校などの関係機関と連携し、子どもや保護者の不安や悩みの解消につなげています。

また、学校からの要請により教育相談員が学校訪問し、通常の学級に在籍する特別な支援や配慮を要する児童・生徒の授業観察等を通して、対象児童・生徒への理解や関わりに対する助言を行っています。

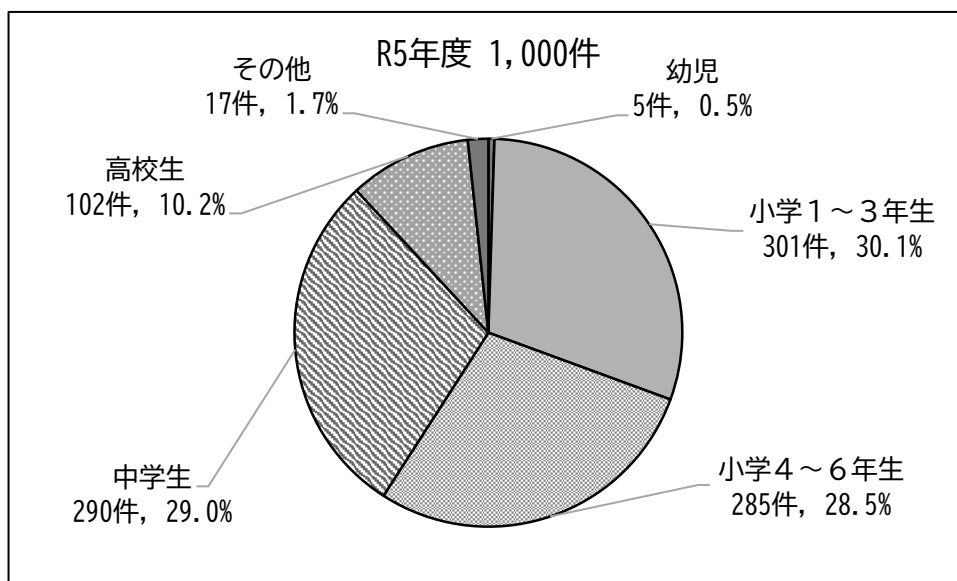
①相談件数の推移



②相談方法別内訳



③相談所属別内訳



③来室相談及び電話相談の年代別主訴(上位3位)

【来室】

所属	主訴	件数	割合
幼児	発達障害(疑い)	1	100%
小学校 1～3年	発達障害(疑い)	34	20.7%
	学業不振	22	13.4%
	落ち着きなし	21	12.8%
小学校 4～6年	発達障害(疑い)	33	17.6%
	人間関係・コミュニケーションの問題	28	15.0%
	学業不振	25	13.4%
中学生	不登校	50	26.7%
	発達障害(疑い)	26	13.9%
	学業不振	25	13.4%
高校生	不登校	32	37.6%
	人間関係・コミュニケーションの問題	13	15.3%
	発達障害(疑い)	10	11.8%
その他	不登校	3	37.5%
	子育て	2	25.0%
	いじめ/発達障害(疑い)/その他	1	12.5%

【電話】

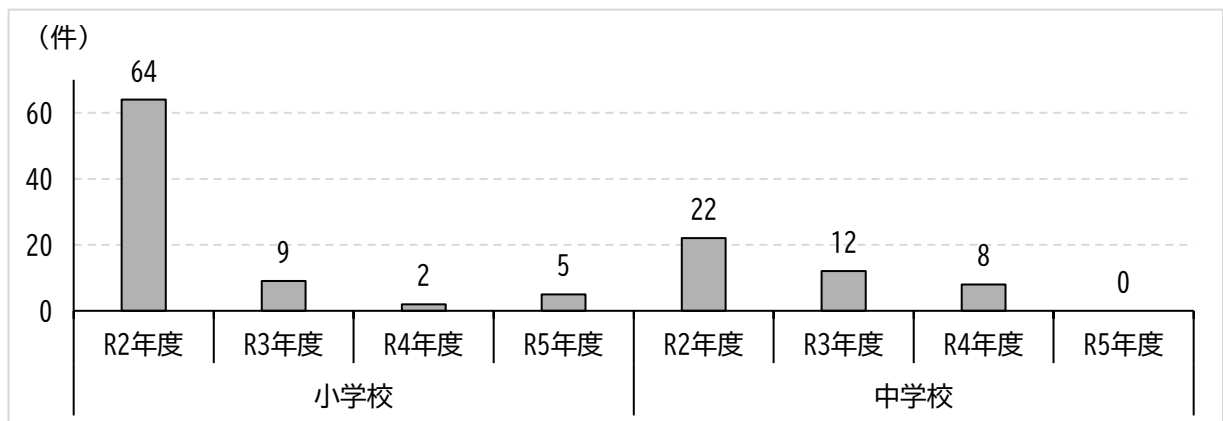
所属	主訴	件数	割合
幼児	登園渋り/反抗/言語/情報	1	25.0%
小学校 1～3年	発達の遅れ	18	13.1%
	不登校/学業不振	17	12.4%
	その他行動に関する事	11	8.0%
小学校 4～6年	不登校	24	24.5%
	情報	7	7.1%
	友人関係/発達の遅れ/学業不振/その他発達の関すること	6	6.1%
中学生	不登校	27	26.2%
	学業不振	13	12.6%
	情報/その他行動に関する事	12	11.7%
高校生	その他心身・発達に関する事	4	23.5%
	不登校	3	17.6%
	進路・進学/情報	2	11.8%
その他	情報	2	22.2%
	不登校/発達の遅れ/その他進路・適性に関する事/子への対応/近況報告/いじめ/その他	1	11.1%

新型コロナウイルス感染症対策のための小中学校の臨時休業等を受け、令和2(2020)年度の相談総件数は 900 件程度でしたが、令和3(2021)年度以降は、来室、電話相談の内訳に変動はあるものの、総件数としては1,000 件程度で推移しています。

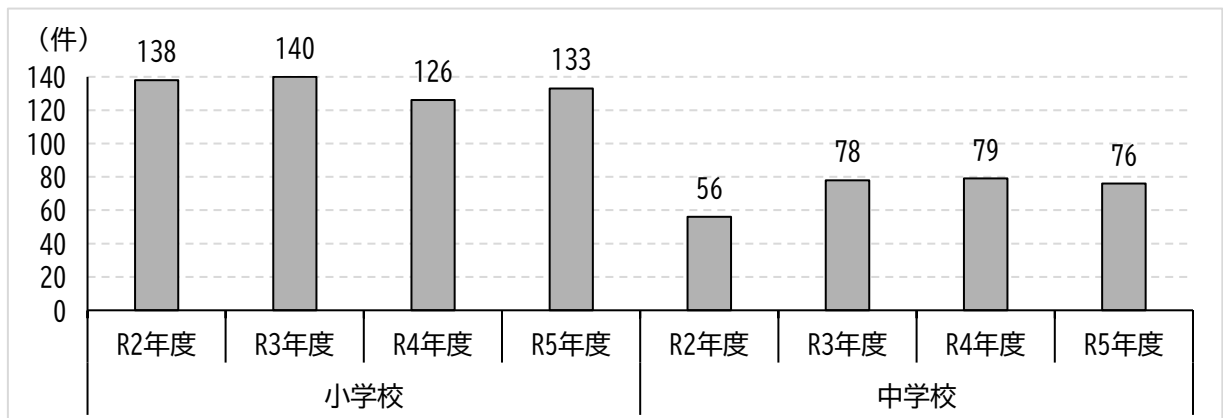
相談件数の所属別内訳では、令和5(2023)年度では小学生が約6割、中学生が約3割、高校生が約1割となっており、近年はこの程度で推移しています。

発達障害*や不登校などが相談内容の上位となっております。

④教育相談員(心理士)による巡回相談*件数



⑤東京都教育委員会の巡回心理士の派遣



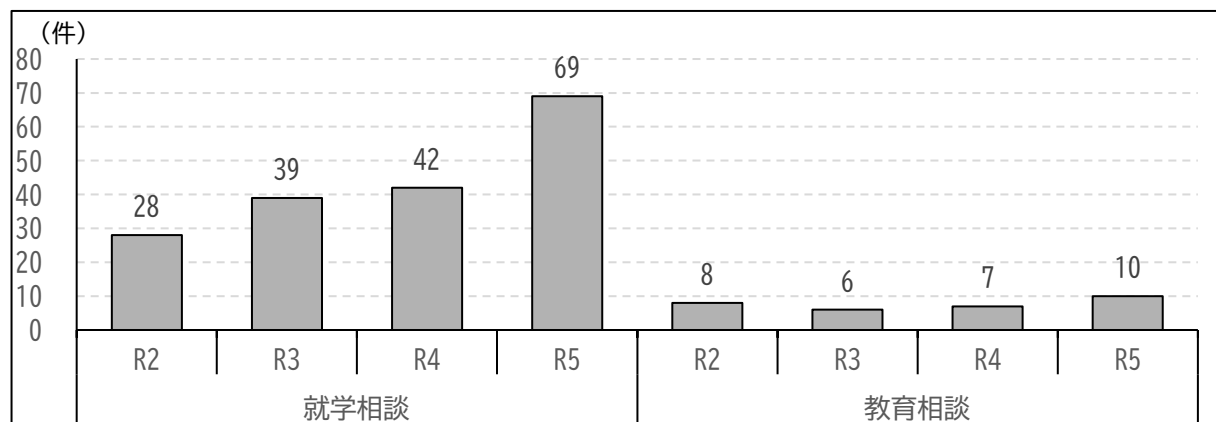
教育相談員による巡回相談では、令和2(2020)年度、コロナ禍による臨時休業明けの児童・生徒の心のケアのため、臨時巡回相談を全校で実施し、相談件数が多くなっています。

東京都教育委員会の巡回心理士の派遣では、特別支援教室の運営のため、特別な指導・支援を必要とする児童・生徒について助言を行っています。中学校においては、令和3(2021)年度に特別支援教室が全校設置されたため、派遣対象校が令和2(2020)年度の7校から9校に増えました。

それぞれ派遣する心理士と学校が連携し、専門的知見から必要な支援につなげています。

(6) 発達相談との連携

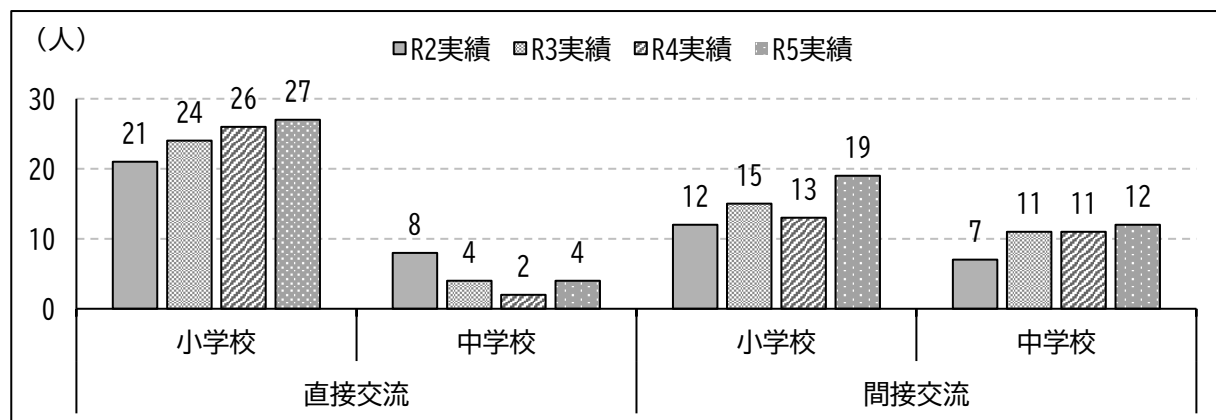
発達相談から就学相談・教育相談につないだ件数



教育支援課では就学相談説明会の開催や保護者への就学相談・教育相談のご案内を通して、発達相談や発達支援親子グループ、幼稚園・保育園での巡回相談等で関わっていたケースが円滑に就学相談や教育相談につながるよう、児童発達支援センターと連携しています。

(7) 副籍制度の状況

交流内容の内訳



副籍制度*は、都立特別支援学校の小中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流(例:学校行事や学習活動への参加)や間接的な交流(例:学校・学級だよりの交換)を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

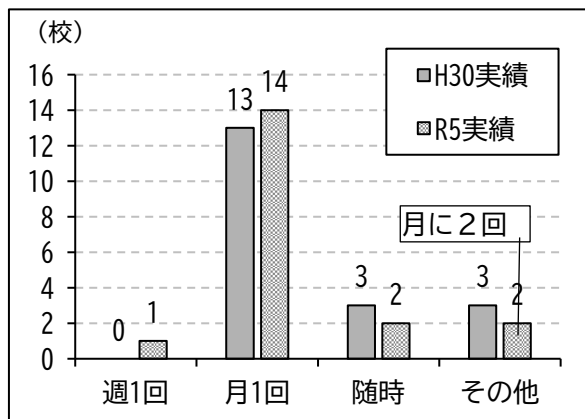
交流活動の実施件数は、小学校では直接交流・間接交流ともに、中学校では間接交流が増加傾向にあります。

学校における特別支援教育の取組等の状況

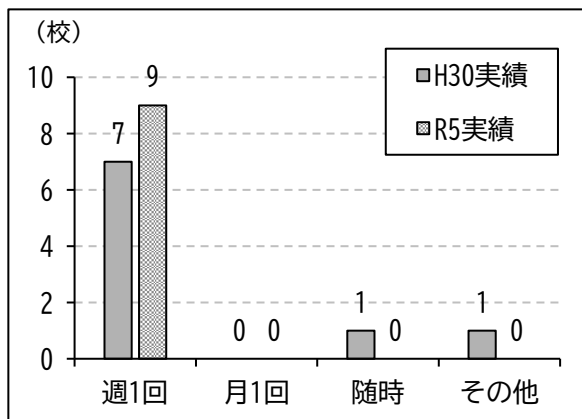
市立小学校 19 校、中学校9校、計 28 校における特別支援教育の取組等について調査し、第3次特別支援協実施計画策定時の状況と比較しました。

(1)校内委員会*

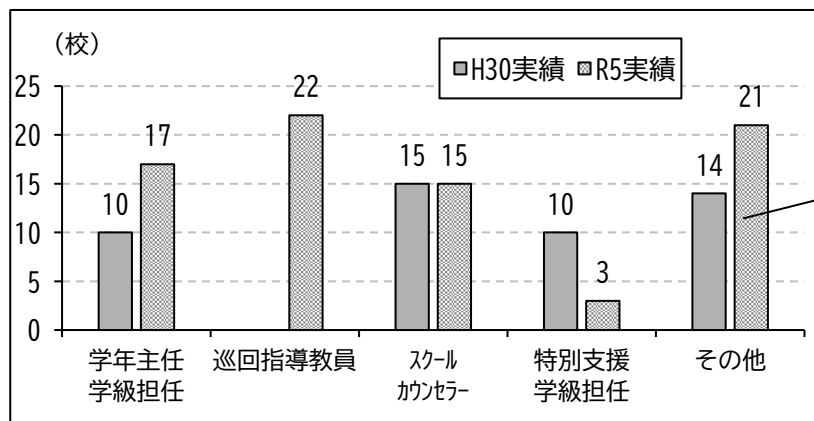
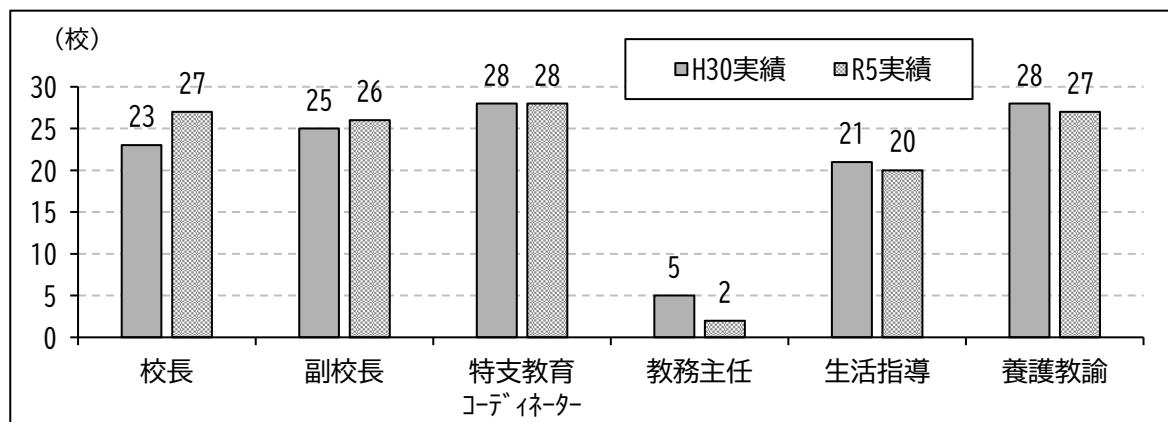
①開催状況(小学校)



②開催状況(中学校)



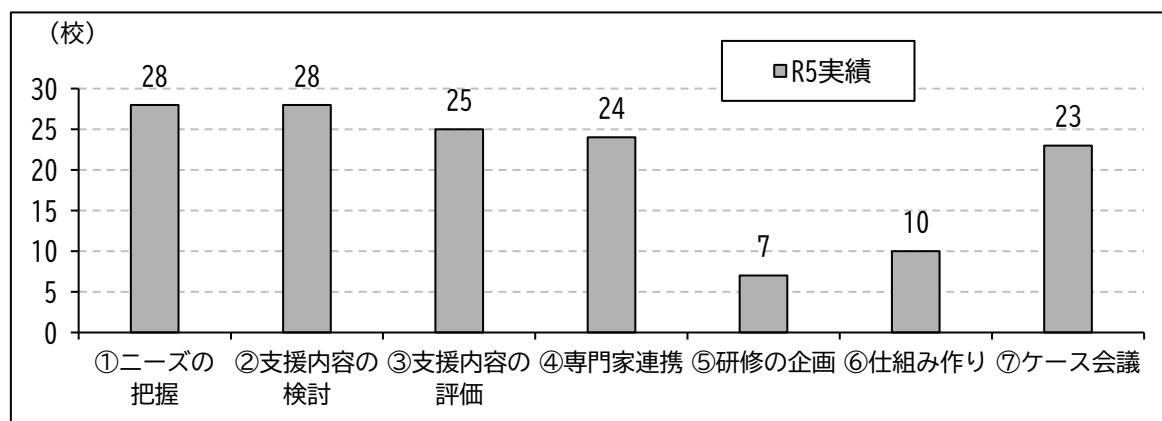
③校内委員会の出席メンバー



令和5年度 その他の内訳
 特別支援教室専門員:8校
 スクールソーシャルワーカー:6校
 通級(難言)担当教員:4校
 都の巡回心理士:2校
 校内別室指導支援員:1校

*巡回指導教員は令和5年度実施分から調査対象

④令和5年度の校内委員会の役割として実施したもの



選択肢の詳細

- ① 児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握
- ② 教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討
- ③ 教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価
- ④ 支援内容に関する判断を専門家(審査会等も含む)に求めるかどうかの検討
- ⑤ 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案
- ⑥ 教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み作り
- ⑦ 必要に応じて、児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議

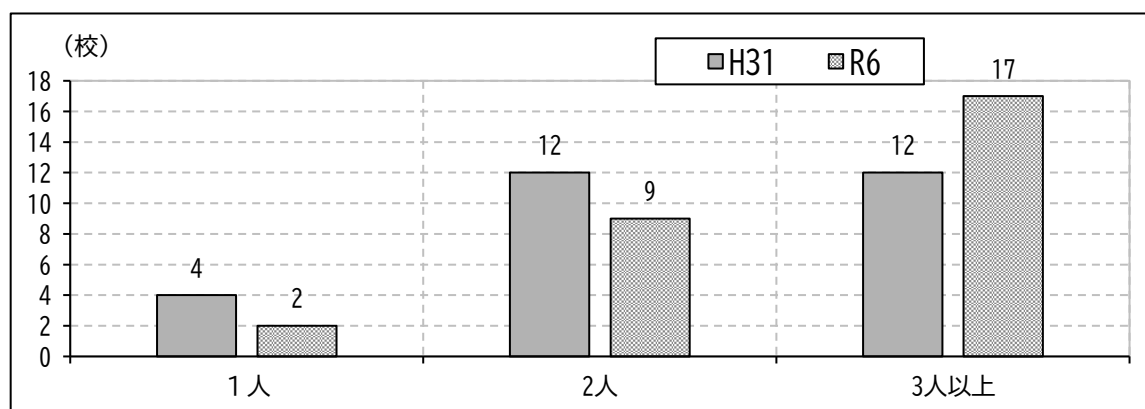
児童・生徒のニーズの把握や、支援内容の検討を行うための会議である校内委員会について、定期的に行う学校が増加し、中学校は全校、週1回で開催しています。中学校は全ての教科において、教科担任制であるため、小学校よりも授業時間中に会議を設定しやすいことが、週1回の会議の設定につながっています。

前回の調査時点と比較して、学年からの教員の出席が増えています。特別支援教室が全校設置となったことから、巡回指導教員が参加することが多くなり、特別支援学級担任が減少しています。

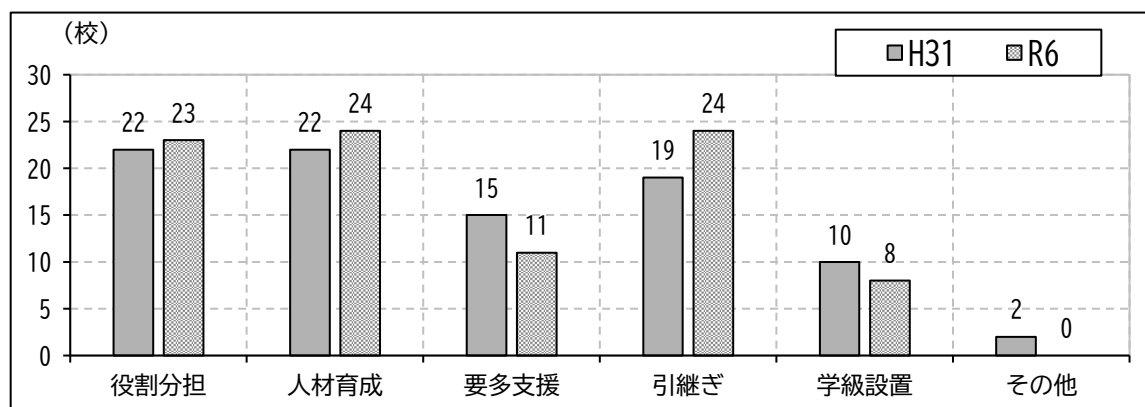
令和5年度において、ニーズの把握や支援内容の検討については、全ての学校で行われています。特別支援教育に関する研修の企画や特別支援教育に関する仕組みづくりについては、校内委員会の役割としては、一部の学校にとどまっています。

(2) 特別支援教育コーディネーター

① 指名人数



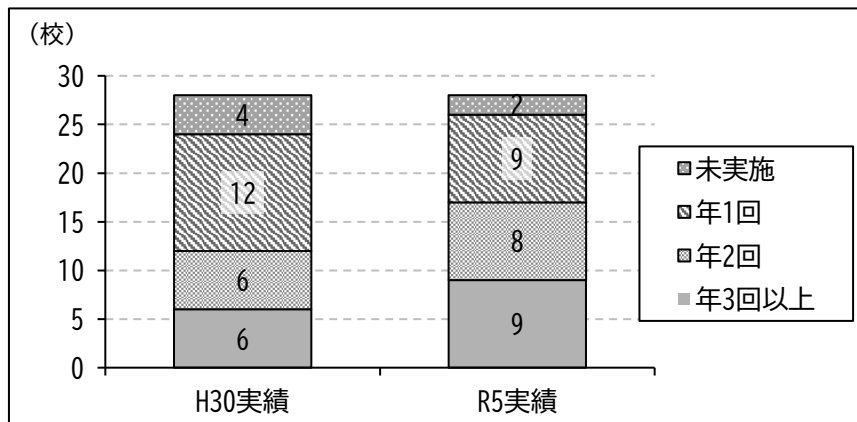
② 複数配置の理由について



全小中学校が特別支援教育コーディネーター*を指名し、校内委員会の企画・運営、関係機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担っています。3人以上指名している学校が増えており、校内の情報共有、円滑な引継ぎにつながっています。校内における指名人数は1名となっている学校もありますが、巡回指導教員を特別支援教育コーディネーターの副担当とすることで、実質、全校で複数名の指名を行っています。

(3)特別支援教育についての校内研修の状況

① 校内研修実施状況



特別支援教育についての校内研修の実施状況ですが、多くの学校で特別支援教育に関する研修が実施されており、障害のある児童・生徒理解及びその対応方法などについて、教員の資質向上に努めています。前回調査よりも実施回数は増加傾向にあります。

また、実施しなかった理由として、日程調整ができなかったことや、校内研修とは別に事例検討会を開いているため、校内研修としては実施しなかったことがあげられました。多様な教育課題に対する研修を実施するため、日程を確保し研修を実施していくことが難しい中、資質向上の方法や内容などを工夫しています。

(4)通常の学級に在籍する児童・生徒に対する支援の状況

令和5年度における通常の学級に在籍する児童・生徒(通級による指導を利用している児童・生徒を除く)のうち、個別の指導や個別の教育的支援を必要とする児童・生徒数を調査し、それぞれ「学校生活支援シート*(個別の教育支援計画)」または「個別指導計画」を作成している学校数を調査しています。

「個別の指導」及び「個別の教育的支援」について、以下のように規定して調査

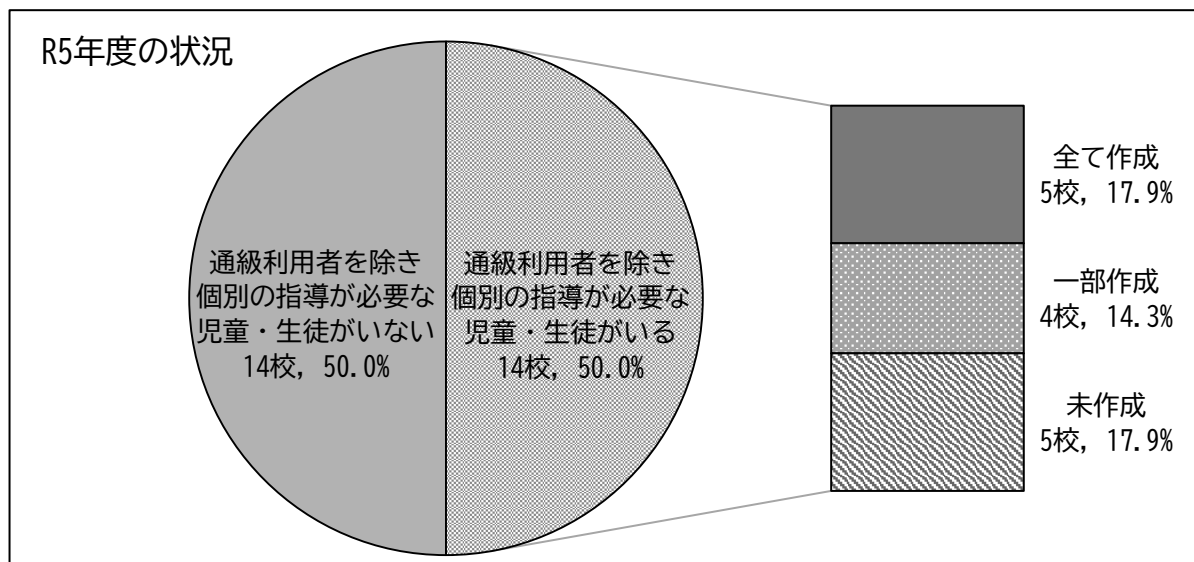
「個別の指導」

教科の内容について一部を変更するなど、内容の異なる個別の教材を作成して指導すること。

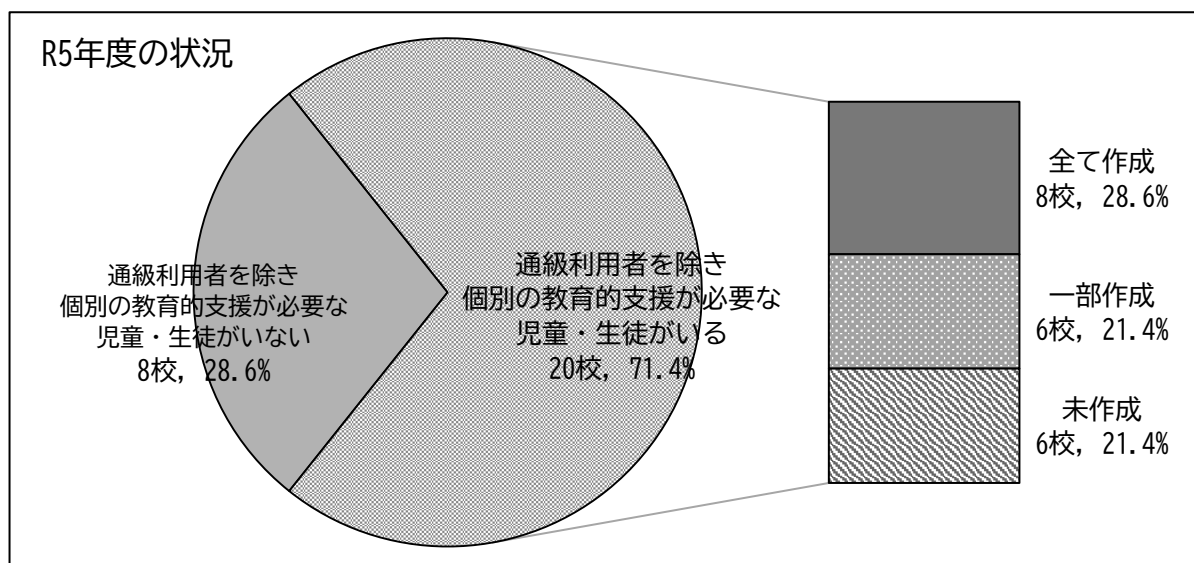
「個別の教育的支援」

合理的配慮を含む、教科の内容の変更を伴わず、支援をすること。

①個別の指導を必要とする児童・生徒に対する個別指導計画の作成状況



②個別の教育的支援を必要とする児童・生徒に対する学校生活支援シートの作成状況



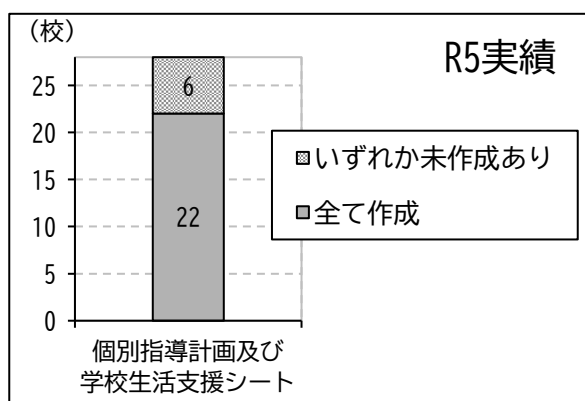
令和5年度において、通常の学級に在籍し、通級による指導等を利用しておらず、個別の指導を必要とする児童・生徒が在籍しているとした学校は 14 校で、そのうち個別指導計画を作成している学校は9校です。また、個別の教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍しているとした学校は 20 校で、そのうち「学校生活支援シート」を作成している学校は 14 校です。

計画を作成していないと回答した理由としては、主に保護者と個別の指導等について合意形成できなかったことですが、学校として計画作成は必要ないと判断したこともあげられました。個別の指導が必要な児童・生徒がいると判断した学校が半数となっていますが、通級による指導の利用者数も増えていることから、必要な支援につながっていることが考えられます。また、個別の教育的支援については、7割程度必要とされていますが、通常の学級における指導の工夫等によって、今後大きく割合が変動することが考えられます。

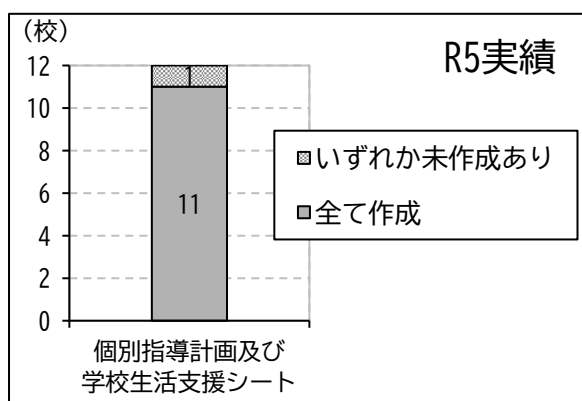
(5)通級による指導を利用または特別支援学級在籍の児童・生徒に対する支援の状況

通常の学級において、個別の支援等を行っても、個別に指導が必要な児童・生徒は、通級による指導(特別支援教室、難聴・言語障害通級指導学級における指導)を受けることができます。通級による指導を利用または特別支援学級に在籍する児童・生徒については、在籍校にて「学校生活支援シート」及び「個別指導計画」を作成し、計画的な指導・支援を行います。近年、児童・生徒の状況も多様となっており、計画の作成ができない状況があることが明らかになったことから、状況を改善するために調査しています。

① 通級による指導



② 特別支援学級



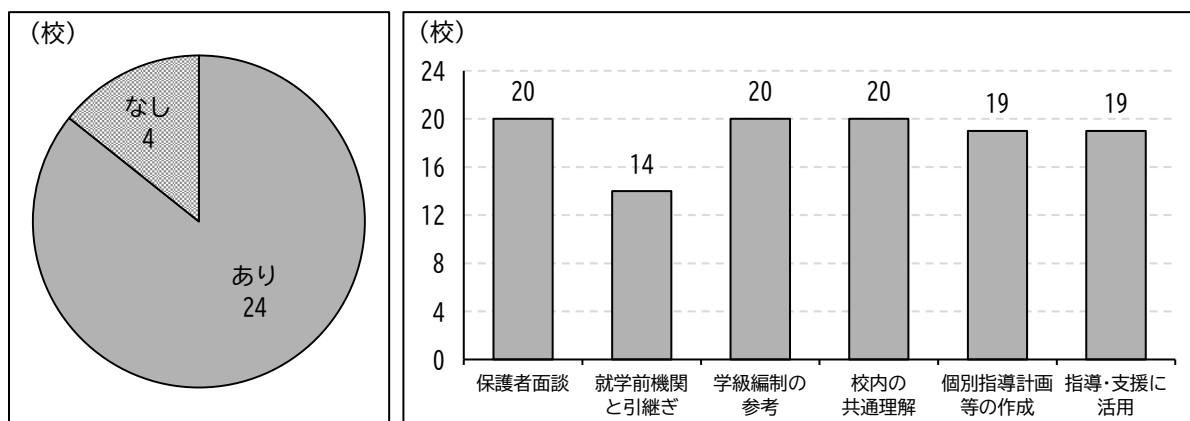
令和5年度において、通級による指導を利用する児童・生徒が在籍する学校は全小中学校となっており、28 校中 22 校で全ての児童・生徒に対し、個別指導計画及び学校生活支援シートを作成しています。特別支援学級の児童・生徒については、特別支援学級を設置している 12 校のうち、11 校が全ての児童・生徒に対し、個別指導計画及び学校生活支援シートを作成しています。作成していなかった児童・生徒がいた理由として、保護者と合意形成が図れなかったことや学校に登校しておらず、状況把握や保護者面談が困難だったことがあげられました。また、他の資料で兼ねていたと回答した学校もあります。今後、より充実した指導・支援を実施するためには、全ての教員がこの二つの計画についての正しい理解と知識を深め、教員間の連携に努めていく必要があります。

《参考資料》 個別指導計画、学校生活支援シート(個別的教育支援計画)の作成と活用
(小学校(中学校)学習指導要領第1章第4の2の(1)のエ)

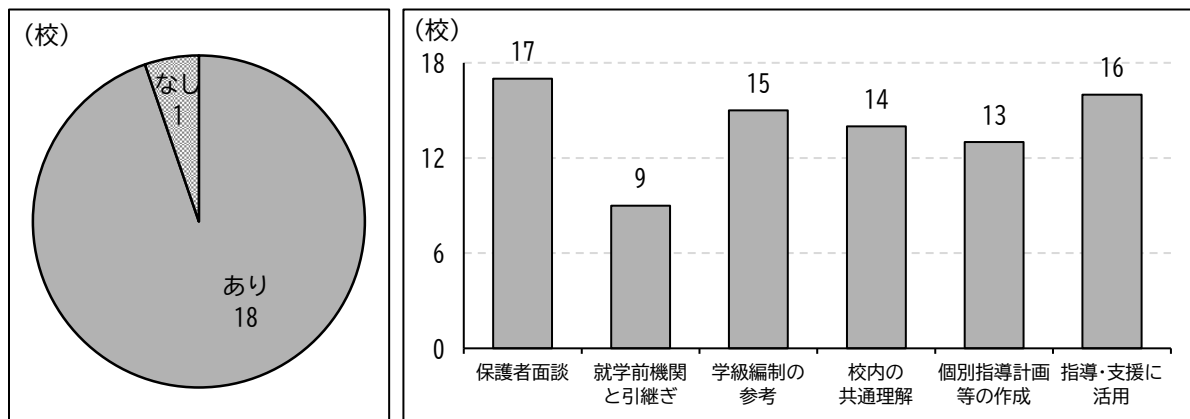
障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別的教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

(6)「就学支援ファイル*」、「就学支援シート」の活用状況

①令和6年度の「就学支援ファイル」の引継ぎの有無と活用状況(小中学校)



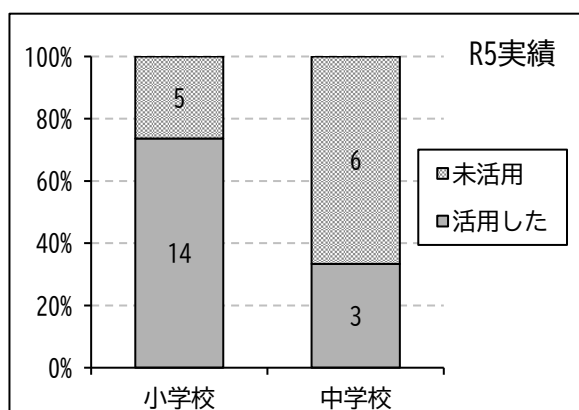
② 令和6年度の「就学支援シート」の引継ぎの有無と活用状況(小学校のみ)



幼稚園・保育園から小学校、小学校から中学校への引継ぎについては、就学相談の利用に伴う「就学支援ファイル」がツールとして定着しています。また、保護者と就学前機関が作成して提出する「就学支援シート」も活用されています。「就学支援ファイル」「就学支援シート」いずれにおいても、就学前機関との引継ぎに活用するケースは少ないようです。多くの学校が、入学前の保護者面談や、指導・支援に活用していると回答していますが、保護者からは、就学後の指導・支援への活用に対して、不安の声もあり、「個別指導計画」や「学校生活支援シート」など、就学後の指導・支援の計画の作成に活用していくことで、就学・進学後の指導・支援について合意形成を図っていく必要があります。

(7)特別支援教育にかかるICTの活用

① 通常の学級における障害による学習上の困難さに応じたICT*活用



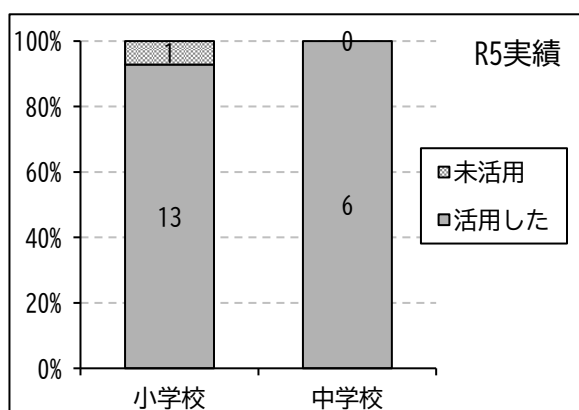
近年、一人1台のタブレット端末の整備などが進み、特別支援教育におけるICT活用が進んできました。そこで、今回の計画策定に際して、令和5年度におけるICTの活用状況について調査しました。

通常の学級におけるICT活用のうち、障害による学習上の困難さに応じて活用している学校は、小学校は19校のうち7割程度、中学校は9

校のうち、3割程度となっています。個別の障害による学習の困難さに応じた活用の例として、端末の標準機能や電子黒板、学習ソフトを用い、ノートテイクの代替手段(文字入力、音声入力、写真撮影)や音声読み上げ機能、個別ドリルの活用などを行い、支援を要する生徒にとって効果的な学習が進められるようにしています。

未活用と回答した学校においても、同様の内容の取組はしており、今回、未活用とした理由について、障害による困難さではなく、学級全体で、児童・生徒が必要に応じて活用できるようにしていると回答した学校もあります。

② 通級による指導または特別支援学級における障害による学習上の困難さに応じたICT活用

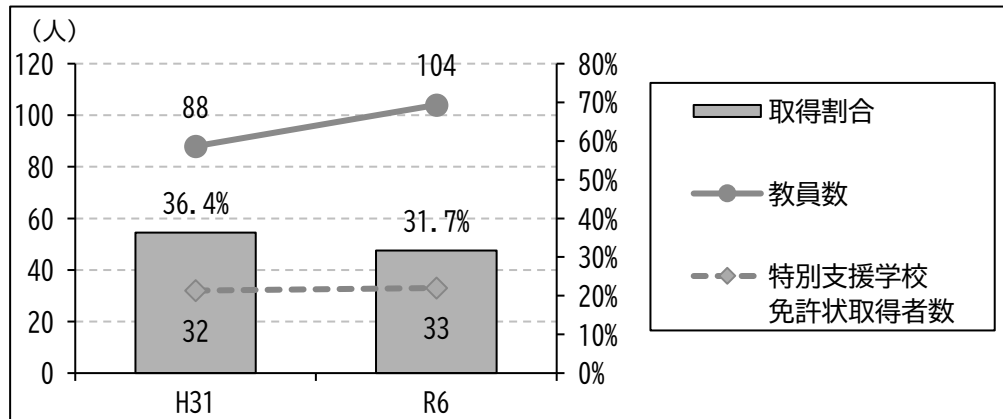


* 特別支援学級設置校及び特別支援教室拠点校を対象に調査(特別支援教室拠点校は巡回校における活用も含めて回答)している。

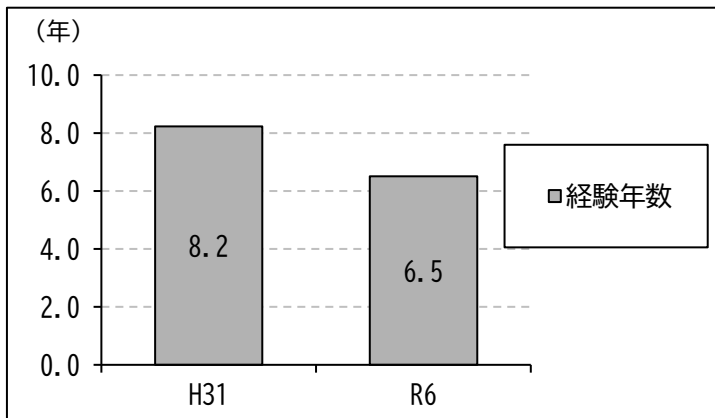
通級による指導や特別支援学級においては、通常の学級よりもICT活用において、障害の特性に応じた対応をしている学校の割合が高くなっています。これら特別の指導の場においては小中学校ともに個別の障害による学習の困難さに応じて、ICTを活用している例として、学習ソフトの活用や視覚的にわかりやすくなるよう動画の活用、文字入力によるコミュニケーション支援等の活用を行っています。また、それぞれ対象となる障害種別に応じてICTを活用し、学級全体で同様の内容の取組をしている学校もあります。

(8)特別支援教育にかかる教員の状況

①通級による指導または特別支援学級を担当する教員数と免許保持者数



③ 通級による指導または特別支援学級を担当する教員の特別支援教育担当経験年数



*経験年数について、今回調査から、学校ごとの平均年数を少数第1位までと指定して調査した。以前は指定なしだったため、参考程度とする。

令和6年度は、平成31年度と比べ、教員の平均経験年数は短くなり、特別支援学校の免許取得者の割合も減ってきています。令和6年度の担当教員104人中、1割程度が採用3年以内の教員であり、新規採用で、特別支援教育の担当となることが増えていることが要因の一つとして考えられます。

特別支援教室の運営における取組

市立小中学校 28 校において、平成 28 年度から令和3年度にかけて、順次、特別支援教室による指導を開始しました。特別支援教室では、発達障害のある児童・生徒を対象に、障害特性そのものの改善・克服ではなく、障害から生じる困難によるつまずきの軽減や学習の仕方等を身に付けるための指導を行います。

指導が行われ、適切なタイミングで指導を終了することができるよう、特別支援教室の運営においては、「原則の指導期間」を設定しています。

原則の指導期間とは

指導の成果を振り返る際は、困難を完全に解消したかどうかではなく、児童・生徒が自己の特性を理解して対応の仕方を学び、前向きに学習に取り組むことができるようになったかなど、在籍学級で感じていたつまずきが軽減したかという視点で振り返ります。この振り返りを行う節目の期間を「原則の指導期間」といいます。

原則の指導期間は、年度の初めに入室した場合は、入室した学年の終わりまでです。年度の途中から入室した場合は、入室した翌年度の終わりまでです。

原則の指導期間に目標を達成できない場合には、必要に応じて延長することができます。また、指導の延長後、支援先を検討し、再度特別支援教室での支援が必要と判断された場合は、目標を見直して、再入室することができます。

これらは、令和3年3月に東京都教育委員会より示された特別支援教室のガイドラインに沿って運用しております。

4 立川市第3次特別支援教育実施計画の振り返り

立川市第3次特別支援教育実施計画は、令和2(2020)年度を初年度とする5年間の計画で、本市における特別支援教育の目標達成に向け、3つの基本指針に基づく5つの基本施策のもと、16の取組項目を掲げ、年次的・体系的に取り組んできました。

43 にわたる具体的な取組はおおむね順調に進捗していますが、一部には課題も出ています。これらの成果や課題を5つの基本施策ごとに概略を整理すると、次のとおりとなっています。

基本施策1 早期連携・早期支援の充実

取組項目1 早期連携・早期支援の充実

取組項目2 就学相談

取組項目3 就学前機関から小・中・高への連携

基本施策2 学校における指導体制・内容等の充実

取組項目4 学校における計画的な特別支援教育の推進

取組項目5 「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」、個別指導計画の活用

基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援

取組項目6 特別支援学級等の整備及び充実

取組項目7 教員の専門性向上

取組項目8 巡回相談の充実

取組項目9 特別支援学級臨時指導員等の専門性の向上

基本施策4 関係機関との連携

取組項目10 適応指導教室との連携

取組項目11 特別支援学校との連携

取組項目12 中学校卒業後の進路先・関係機関との連携

取組項目13 特別支援教育に関わる関係機関との連携

基本施策5 特別支援教育の理解啓発

取組項目14 交流及び共同学習の推進

取組項目15 副籍制度の実施

取組項目16 保護者、市民等への理解啓発

基本施策 1 早期連携・早期支援の充実

主な 取組

- 子ども家庭支援センターの発達相談と教育支援課の就学相談・教育相談への連携を充実させるとともに、幼稚園・保育園と小学校の連携、「就学支援シート」等の活用促進などを通して、就学前の支援の手立てを就学後へ引き継ぎ、スムーズな就学を支援しました。
- 就学相談の流れや手続き等をわかりやすくするため、保護者や就学前機関への説明会を実施するほか、就学相談を経て就学した児童・生徒について学校生活の適応に向けた継続相談を行いました。また、インクルーシブ教育システムの理念等の周知に取り組みました。
- 中学校区でこれまで実施してきた連携を生かし、通常の学級と特別支援学級の間や特別支援学級間の連携が充実しました。また、「学校生活支援シート」の作成・活用により、小中学校間、さらに特別支援学校高等部等への円滑な引継ぎを図りました。

成果と 課題

- 発達相談を利用している保護者に、必要に応じて就学相談や教育相談を紹介しました。切れ目のない支援を推進していくため、関係部署間で情報共有し、連携した対応が必要です。また、幼保、小との円滑な接続のため、「就学支援シート」を活用し、幼保での指導や保育が小学校での指導に生かされるようさらに連携を深めていく必要があります。
- 保護者向け就学相談説明会及び就学相談の資料作成にかかわる幼稚園教員・保育士向け就学相談研修会を実施しました。インクルーシブ教育システムについて、保護者との相談や就学支援部会などにおいて伝達し、理解促進を図りました。保護者の相談ニーズは多様化し、合理的な配慮に対する期待度も高まっています。就学時にとどまらず、中学校卒業後の進路までを見据えた情報提供や支援の提案、関係機関との連携が必要とされています。また、管理職を中心として、校内委員会等の情報を学校全体で共有し、個々の児童・生徒の支援及び学校全体の教育活動の充実を進めていく必要があります。
- 特別支援学校高等部及び高校等の進学先へ、保護者の了解のもと「個別指導計画」や「学校生活支援シート」の引継ぎを行うよう、校長会及び知的障害特別支援学級担任主任会で周知しました。学校生活支援シート等を引継ぎ後、指導や支援が充実するよう効果的な活用を進めるとともに、今後もそれぞれの学校や学級での教職員間の連携の在り方について検討し、周知していく必要があります。

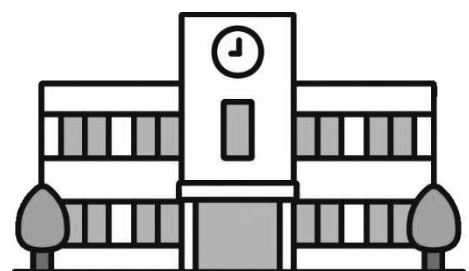
基本施策2 学校における指導体制・内容等の充実

主な
取組

- 学校経営に特別支援教育を明確に位置付けた上で、特別支援教育コーディネーターの充実や校内委員会の充実などを進め、組織的な特別支援教育の推進を図りました。また、ユニバーサルデザイン*の考え方に基づいた指導・支援や施設整備への対応を進めました。
- 「学校生活支援シート」及び「個別指導計画」の作成と活用を推進するとともに、「学校生活支援シート」の活用により、小中学校間、さらに特別支援学校高等部等への円滑な引継ぎを図りました。

成果と
課題

- 全小中学校が、「交流及び共同学習」の実施などインクルーシブ教育システムの視点に基づいた教育課程*の編成を行っており、学校経営に特別支援教育を位置付けていることを確認するとともに、小中学校全校で、特別支援教育コーディネーターの複数指名を行いました。また、教育委員会の授業観察や特別支援教育担当教員研修にて、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導の工夫について、大学講師等とも連携し、指導・助言しました。
- 特別支援学級及び特別支援教室等で教育的支援を受けている児童・生徒及び学校介助員を配置する児童・生徒に、「学校生活支援シート」や「個別指導計画」を作成し、適切な指導及び必要な支援につなげました。「学校生活支援シート」及び「個別指導計画」を年度当初から、また不登校等で学校に通えていない状態であっても活用できるよう、運用方法を改善し、校長会、連絡会、研修会等を通して、適切な運用方法について周知していく必要があります。



主な
取組

- 児童・生徒数に対応した知的障害特別支援学級の整備を行うとともに、自閉症・情緒障害特別支援学級の開設と特別支援教室の小中学校全校での適切な運用による発達障害の児童・生徒に対する重層的な支援を進めます。また、保護者等に対する特別支援学級等に関する情報提供や、学校に対する特別支援学級教育課程編成や「個別指導計画」等の作成への支援、校舎のバリアフリー*化への対応などを行いました。
- 特別支援教育に関する教員の専門性と授業力の向上のため、研修の充実や外部専門機関活用の検討、都立特別支援学校との連携による専門性向上プランを充実しました。また、特別支援学校教員免許取得率の向上のため、大学で行われる教員免許の認定講習について周知しました。また、研修や情報交換等を通し、特別支援学級臨時指導員、通常の学級の介助員等の専門性の向上に取り組みました。
- 支援が必要と思われる児童・生徒の実態把握や教員の指導に対する助言等がより効果的に行えるよう、教育相談員による学校への巡回相談の仕組みを確立しました。また、言語聴覚士等の派遣を継続しました。

成果と
課題

- 中学校の知的障害特別支援学級の増設工事や小学校2校の自閉症・情緒障害特別支援学級を開設するとともに、廊下等の段差解消や階段コーナー部に手すりの取り付け等の修繕を行ったほか、小学校では新たにバリアフリースイレを設置し、環境整備を行いました。児童・生徒・教職員の障害の程度や状況に合わせ必要な改修等を行うとともに、学校施設の建替え時には施設全体のバリアフリー化を進めていきます。
- 都立特別支援学校や大学と連携した専門性向上プランに基づく教職員の研修を実施し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図りました。また、外部の専門家等を招いた研修が実施できるよう、特別支援教室の拠点校と通級指導学級*設置校や自閉症・情緒障害特別支援学級設置校の研修環境を整備しました。研修を受講した教職員が、自身の指導や支援に生かすとともに、受講内容を校内等で広く周知・還元するなど、特別支援教育に関する教職員の専門性を組織的に向上させる必要があります。
- 学校の要請に基づき、教育支援課の教育相談員の巡回相談を行い、支援の必要な児童・生徒の見立てと学校への助言を行いました。引き続き、巡回相談や言語聴覚士の派遣を行うとともに、学校と連携した保護者への理解啓発の取組についても検討していく必要があります。

基本施策4 関係機関との連携

主な 取組	●教育支援センター*(旧:適応指導教室)と教育相談の連携を進め、適切な指導・支援につなげました。また、教育支援センターでは東京都の「登校支援シート*」を活用し、スクールソーシャルワーカー*等とも連携しながら、不登校児童・生徒の学校等との関わりや、自分の進路の選択肢を広げられるよう支援しました。 ●都立特別支援学校のセンター的機能*を活用して研修等を行うとともに、専門性向上プランに基づく研修体制の充実を図りました。また、医療的ケアを必要とする児童・生徒の支援について、就学相談担当者が必要な知識を身に付け、学校での適切な支援につなげました。 ●庁内関係課、就学前機関、医療機関、福祉事業者等とのネットワーク構築のため、定期的に連絡会を開催し、特別支援教育の推進に関わる情報共有等を行いました。
成果と 課題	●教育支援センター(旧:適応指導教室)の利用申し込みがあった児童・生徒及び保護者へ教育相談について情報提供し、希望に応じ相談を実施しました。また、教育相談員と教育支援センターの職員の連絡会を開催し、児童・生徒の情報共有や今後の取組などについて検討しました。「教育支援センター構想」推進のため、引き続き、指導課と教育支援課、関係機関が適切に連携した対応を進めていく必要があります。 ●就学支援部会の委員に都立特別支援学校から特別支援教育コーディネーターである教員の派遣などの協力を受けました。また、医療的ケアを必要とする児童・生徒の就学相談にあたっては相談員間で随時情報共有を行うとともに、就学先となる学校に支援会議等の場で共有し、適切な支援につなげました。

《参考》「教育支援センター構想」について

(「立川市の不登校の現状と対策について」令和2年11月立川市教育委員会)

○支援の視点

「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会性を身に付け、将来的に社会的自立につながることを目指す支援をする。

○教育支援センターの役割

- ・教育支援センター「おおぞら」「たまがわ」での、不登校児童・生徒への支援
- ・タブレットPCを活用した、児童・生徒等への遠隔支援
- ・学校と関係機関との連携の支援(コーディネーターとしての役割)
- ・児童・生徒の家庭への支援

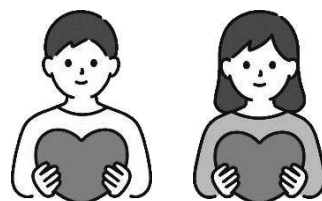
基本施策5 特別支援教育の理解啓発

主な 取組

- 各校の実態に即した「交流及び共同学習」の推進と内容の充実を図り、特別支援教育について児童・生徒及び保護者の理解を深めました。
- 副籍制度の周知を進め、より早期からの交流が行えるようにし、内容の充実を図りました。また、小中学校と近隣の都立特別支援学校との交流を進めました。
- 障害や特別支援教育について、リーフレットの作成・配布や広報の活用、講演会の開催等により理解啓発を進めました。

成果と 課題

- 知的障害特別支援学級においては、「交流及び共同学習」の年間指導計画を確認し、助言・指導を行うとともに、教育課程説明会等を通じて、計画的な「交流及び共同学習」の実施と「個別指導計画」に基づく評価の実施について周知しました。「交流及び共同学習」の推進の更なる充実に向けて、「交流及び共同学習」の計画実施・評価の在り方等について、検討が必要です。
- 都立特別支援学校へ就学する児童・生徒については、より早期からの調整や交流の実現のため、就学相談の中で地域指定校の確認を行いました。今後も都立特別支援学校の小中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小中学校と直接的、間接的な交流を図れるよう取り組む必要があります。
- 特別支援教育の推進と理解啓発のため、保護者、関係機関、市民等を対象に特別支援教育講演会を開催しました。また、新入学保護者説明会で、発達障害に関するリーフレット「子育ての困りごと、ありませんか？」を配布し、発達障害に対する正しい理解や対処、相談窓口等について周知を行いました。「就学相談のご案内」や「子育ての困りごと、ありませんか？」など引き続き作成し、理解啓発を進めていく必要があります。



第3章 計画の体系

1 計画の基本理念及び基本方針

第3次特別支援教育実施計画の成果と課題等を振り返り、引き続き、「つながり」を大切にした特別支援教育の推進を基本理念として、支援を必要とする幼児・児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、早期より、切れ目のない支援を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。そして、人権尊重の精神を基調とし、障害に対する理解と障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現に取り組んでいきます。

具体的には、今後5年間を見据えた本市特別支援教育の方向性として、「連続性のある多様な学びの場と支援の充実」、「学校における指導の充実」及び「相談・連携体制の充実」を基本方針として掲げ、7つの基本施策に基づき計画的に事業を展開していきます。

基本方針 1

連続性のある多様な学びの場と支援の充実

障害の有無に関わらず、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じ、安全・安心な学校生活を送ることができる環境整備や体制づくりを推進します。

基本方針 2

学校における指導の充実

充実した教職員研修や児童・生徒一人ひとりに応じた計画の作成、保護者・地域への理解啓発を通し、指導の充実に推進します。

基本方針 3

相談・連携体制の充実

就学時から中学校卒業後の進路までを見据えた相談や教育上の悩みに対する専門的な相談の充実とともに、関係機関と連携の充実に推進します。

2 計画の体系図

基本方針 1

基本方針1 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

基本施策1 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

- 取組項目1 特別支援学級等の整備・運営支援
- 取組項目2 発達障害等のある児童・生徒に対する支援体制の充実

基本施策2 児童・生徒の安全・安心の確保

- 取組項目3 介助や医療的ケアを必要とする児童・生徒の受入環境の整備
- 取組項目4 バリアフリーの整備

基本方針 2

基本方針2 学校における指導の充実

基本施策3 指導体制の充実

- 取組項目5 教職員の専門性向上
- 取組項目6 校内体制の充実

基本施策4 児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実

- 取組項目7 児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実

基本施策5 特別支援教育の理解啓発

- 取組項目8 交流及び共同学習の充実
- 取組項目9 副籍制度等による交流活動の推進
- 取組項目10 児童・生徒、保護者、地域への理解啓発

基本方針 3

基本方針3 相談・連携体制の充実

基本施策6 切れ目のない就学相談

- 取組項目11 就学相談機能の充実
- 取組項目12 就学における関係機関との連携

基本施策7 切れ目のない教育相談

- 取組項目13 教育相談機能の充実
- 取組項目14 教育相談における関係機関との連携

第4章 事業の展開と今後の主な取組

基本方針 1 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

現 状

- 国はインクルーシブ教育システムの構築において、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、連続性のある多様な学びの場を用意していくことが必要であるという見解を示しています。本市は、これまで多様な学びの場を整備してきましたが、保護者等から、中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の開設を求める意見が出ています。また、特別支援教室の開室以降、利用児童・生徒数は増加傾向にあります。

課 題

- 障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な学びの場を選択し、就学後のフォローアップができる学習環境や体制づくりを推進していく必要があります。

基本施策 1 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

障害の有無に関わらず、共に学び合い理解し合うことを追求しつつ、小中学校における通常の学級や通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場を用意し、合理的配慮の下、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うことができる学習環境や体制づくりを推進します。

取組項目1 特別支援学級等の整備・運営支援

障害のある児童・生徒の教育的ニーズに対応するため、特別支援学級（知的障害、自閉症*・情緒障害*）や特別支援教室（自閉症、情緒障害、学習障害*、注意欠陥多動性障害*）、通級指導学級（難聴、言語障害）の学習環境や支援体制を整備します。また、小学校自閉症・情緒障害特別支援学級を増設するほか、新たに中学校自閉症・情緒障害特別支援学級を開設します。

主な取組

- 支援が必要な児童・生徒の状況等に応じ、特別支援学級の整備及び運営面の支援を行います。
- 小学校自閉症・情緒障害特別支援学級を増設するほか、新たに中学校自閉症・情緒障害特別支援学級を開設します。

- 特別支援学級において、障害による生活や学習上の支援を必要とする児童・生徒に対し、指導員等を適切に配置します。

取組項目2 発達障害等のある児童・生徒に対する支援体制の充実

児童・生徒一人ひとりの発達の程度、適応の状況、教育的ニーズ等を考え合わせながら、合理的配慮の下、就学後も柔軟に学びの場を変更できる支援体制の充実について検討を進めます。

主な取組

- 児童・生徒の発達の程度等を客観的に把握するとともに、適切な環境整備や指導・支援の手立てについて助言するため、心理士等の専門家の派遣を行うほか、保育所等訪問支援などを活用します。
- 通常の学級において、障害による生活や学習上の支援を必要とする児童・生徒が過ごしやすいよう、学校支援員等を適切に配置します。
- 支援体制の充実のため、地域人材等の活用(学校インターンシップの活用など)について検討します。

特別支援教室キラリの指導の様子



基本施策 2 児童・生徒の安全・安心の確保

障害のある児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう学習環境や体制づくりを推進します。

取組項目3 介助や医療的ケアを必要とする児童・生徒の受入環境の整備

肢体不自由等の児童・生徒や日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう学習環境や支援体制を整備します。

主な取組

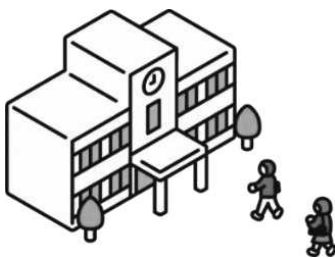
- 肢体不自由等により、介助や見守りが必要な児童・生徒に対し、介助員を適切に配置するとともに、定期的に児童・生徒の支援会議を実施します。
- 「立川市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」に基づき、日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒に対する学習環境や、安全で適切な医療的ケアを実施することができる支援体制を整備します。

取組項目4 バリアフリーの整備

様々な障害のある児童・生徒の合理的配慮につながる学校施設のバリアフリー化について、学校の状況等に応じた整備を進めます。

主な取組

- 児童・生徒の障害の程度や状況等に応じて、必要な施設改修等を行います。
- 学校施設の建替や改修時等においては、計画的に学校施設のバリアフリー化を進めます。



基本方針 2 学校における指導の充実

現 状

- 通常の学級を含め市立小中学校に在籍している障害のある児童・生徒の状況は多様化していることから、すべての教職員が特別支援教育に関する専門性や授業力等を高めていくことが求められています。
- 共生社会の形成に向け、将来の社会の担い手である児童・生徒が障害について理解を深めることが求められています。

課 題

- すべての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を有した上で、特別支援学級や通級による指導を担当する教職員を中心として、専門性のある支援が実施できる校内支援体制の構築が必要です。
- 共生社会の形成に向けて、児童・生徒、保護者、学校関係機関等、地域全体で特別支援教育に関する理解を深めていく必要があります。

基本施策 3 指導体制の充実

都立特別支援学校と連携した研修等の充実に取り組み、学校における組織的・計画的な特別支援教育の指導の充実につなげます。

取組項目5 教職員の専門性向上

特別支援教育に関する教職員の専門性の向上のため、研修の充実や医療や心理、教育等の専門家の活用、都立特別支援学校のセンター的機能を活用した研修の充実等に取り組みます。

主な取組

- 多様な障害の状態・困難さに応じた支援について、すべての教員が資質・能力を高めることができる、研修体制を整備します。
- 学校支援員等が、教員の指示を受けながら必要な支援を行うことができるよう、支援者として必要な資質・能力を高めるための研修を実施します。
- 学校におけるニーズに応じた研修を実施するために、都立特別支援学校のセンター的機能の活用や、医療や心理、教育等の専門家を派遣した研修を実施できる体制を整備します。

都立特別支援学校のセンター的機能を活用した研修



取組項目6 校内体制の充実

学校経営に特別支援教育を明確に位置付けた上で、学校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターや校内委員会の充実、学校内外の人材の活用、近隣の都立特別支援学校との連携等、校内体制の充実を図ります。

主な取組

- 校内委員会を活用した専門家との連携など、効果的な特別支援教育実施体制について、学校経営計画に位置付けるなどの組織的な対応を進めます。
- 校内委員会や支援会議への専門家の派遣を通して、校内の特別支援教育実施体制を支援します。

基本施策 4 児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実

児童・生徒一人ひとりの実態に応じた指導を行うため、組織的・計画的な指導を実施します。

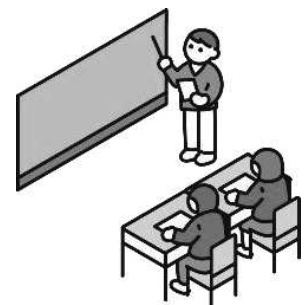
取組項目7 児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実

特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりが、自己の特性にあった学び(学びのユニバーサルデザイン)ができるようにするため、ICT機器の活用を推進するとともに、「学校生活支援シート」及び「個別指導計画」を作成・活用した組織的・計画的な指導・支援に取り組めます。

また、「学校生活支援シート」等の活用により、小中学校間や進学先等へ、指導や合理的配慮の状況などを着実に引き継ぎ、児童・生徒の適切な指導につなげていきます。

主な取組

- 「学校生活支援シート」及び「個別指導計画」の作成にあたり、児童・生徒、保護者の願いに基づき、特性に応じた学びや支援につなげるため、教職員への理解を深める取組を実施します。
- 就学前機関が作成する「就学支援シート」などを活用した「学校生活支援シート」の作成及び進学先への引継ぎを進めます。
- 障害による学習の困難さに応じた指導について、ICT機器の活用事例を市内小中学校で共有します。



インクルーシブ教育システムの構築の一環として、各校の実態に応じて、通常の学級や特別支援学級、都立特別支援学校の児童・生徒の「交流及び共同学習」の内容の充実に取り組むとともに、共生社会の形成に向け、特別支援教育に関して児童・生徒、保護者、地域への理解を深めます。

取組項目8 交流及び共同学習の充実

各校の実態に即して、通常の学級と特別支援学級における学びがつながる年間指導計画を作成し、豊かな人間性を育むための交流と教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の更なる充実に取り組みます。

主な取組

- 各学校の教育課程に「交流及び共同学習」を位置付け、年間指導計画を作成するとともに、「交流及び共同学習」の実践内容について、市内小中学校で共有します。
- 「交流及び共同学習」の内容について、個々の実態に応じて取り組むことができるよう、「個別指導計画」に位置付けます。

取組項目9 副籍制度等による交流活動の推進

児童・生徒や保護者の理解の下、市内小中学校と近隣の都立特別支援学校との副籍制度等による交流及び共同学習の充実に向けた取組を進めます。

主な取組

- 就学・転学相談において、副籍制度の説明を行うとともに、取組事例について、市内小中学校で共有します。
- 都立特別支援学校と市内小中学校との学校間交流を推進します。

取組項目 10 児童・生徒、保護者、地域への理解啓発

共生社会の形成に向け、児童・生徒や保護者、学校関係機関、市民等に対する特別支援教育に関する理解啓発活動を推進します。

主な取組

- 特別支援学級や特別支援教室、通級指導学級での取組や活動の様子等について、学校ホームページ等で情報発信します。
- 特別支援教育や障害のある児童・生徒の保護者支援等に関するリーフレット・広報誌の配布や市ホームページでの情報発信を行います。また、特別支援教育や共生社会等をテーマとする講演会実施します。
- 医療や福祉、学校関係機関、庁内関係部署等との連絡会や、地域の関係団体との意見交換会等を通じて、障害のある児童・生徒を取り巻く地域の実態などに応じた課題等について理解の共有を図ります。

基本方針 3 相談・連携体制の充実

現 状

- 就学における保護者の相談ニーズが多様化し、合理的な配慮に対する期待度も高まっています。
- 教育相談については、発達と障害に関する相談のほか、いじめや不登校など、学校や家庭生活を巡る様々な相談を受けており、教育の視点だけで捉えて対応することが難しくなっています。

課 題

- 子どもや保護者の不安や悩みの解消につなげていくために、切れ目のない就学相談・教育相談機能の充実に取り組むとともに、医療や福祉等、多様な関係機関との連携体制を充実させていく必要があります。

基本施策 6 切れ目のない就学相談

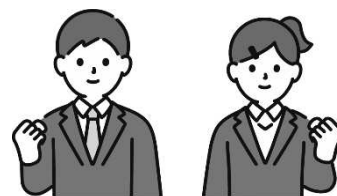
児童・生徒、保護者に対し、就学時にとどまらず、中学校卒業後の進路までを見据えた情報提供や支援内容の提案を行うとともに、多様な関係機関との切れ目のない連携体制をより一層充実させていきます。

取組項目 11 就学相談機能の充実

特別な支援を要する児童・生徒及び保護者が、一人ひとりに応じた学びの場を選択できるよう、教育や心理士等の資格を有する就学相談員が、就学時にとどまらず、中学校卒業後の進路までを見据えた情報の提供や支援内容の提案をします。

主な取組

- 「就学相談説明会」の開催、「就学相談のご案内」の発行等を通じて、保護者へのわかりやすい情報提供を行い、保護者からの相談要請に丁寧に対応します。
- 就学後も相談を必要とする児童・生徒の支援の方法について、保護者、学校と連携し、継続的な支援、助言を行います。



取組項目 12 就学における関係機関との連携

教育相談や児童発達支援センター、子ども家庭センターとの連携や幼稚園・保育園と小学校など、関係機関との連携を進め、就学における児童・生徒の切れ目のない支援につなげます。

主な取組

- 「就学支援ファイル」や「就学支援シート」を通じて、就学前機関での子どもの様子・支援方法、就学相談の内容や、保護者の不安事・学校に伝えたい事を学校に適切に引き継ぎます。
- 就学前の相談や健診等の情報を、小学校等へ適切かつ円滑に引き継げるよう、引継ぎ方法等について研究・検討を進めます。
- 障害のある児童・生徒の放課後の過ごし方の相談等に対し、放課後等デイサービス事業者や学童保育所等との連携や情報の共有を進めます。

基本施策 7 切れ目のない教育相談

市内在住の幼児、小中学生、高校生とその保護者を対象に、教育上の悩みや不安事に対し、心理の専門家によるカウンセリングや心理療法等を行うとともに、多様な関係機関との切れ目のない連携を充実し、子どもや保護者の不安や悩みの解消につなげます。

取組項目 13 教育相談機能の充実

子どもの心身の発達、性格や行動で気になること、学習やその他家庭などにおける教育上の諸問題について、心理士等の資格を有する教育相談員が主訴の改善やよりよい成長・発達を支援します。

主な取組

- 年長児から高校生とその保護者を対象に来所相談と電話相談を行い、カウンセリング、遊戯療法等を通じ、問題解決に向け支援をします。
- 学校からの要請に基づき学校へ心理士を派遣し、児童・生徒の見立てや教員への助言を行うとともに、学校と保護者の連携に向けた支援を行います。
- 多様化する相談内容に応じられるよう、研修やスーパービジョン*を受け、相談員の資質・能力を高めます。

取組項目 14 教育相談における関係機関との連携

教育、医療、福祉等の複数の視点で支援できるよう、初期段階における心理的な視点でのアセスメントの充実に取り組むとともに、教育や医療、福祉等が一体となった切れ目のない支援が実施できる環境整備を推進します。

主な取組

- 令和7年の立川市子育て支援・保健センター(愛称:はぐくるりん)の開設に伴い、子ども家庭センター、児童発達支援センターと連携を深め、情報を共有し、教育、医療、福祉等が一体となった相談を実施します。
- 教育相談員が、児童・生徒の状況や様子を伺い、不登校等に対する支援を一緒に考えるとともに、定期的に教育支援センター等と情報交換会を開催し、不登校の児童・生徒について情報共有を行い、適切な支援につなげます。

プレイルーム（教育相談）の風景



資料編

- 1 用語解説
- 2 計画策定体制・経過

1 用語解説

()内は用語解説にあたって参考とした資料等です。立川市独自の制度又は他の自治体でも実施していますが、自治体によって内容が異なる制度等については立川市における内容を記載し、(立川市)としています。

あ行	
用語	説明
いじめ	学校における一定の関係にある他の児童・生徒(クラスメイト等)から心理的又は物理的な影響を与える行為を受け、心身の苦痛を感じているもの。(いじめ防止対策推進法)
医療的ケア	学校や在宅で日常生活に必要である、たんの吸引、経管栄養、導尿等、医療的な生活援助行為のこと。(東京都医療的ケア児支援ポータルサイト)
インクルーシブ教育システム	多様性を尊重し、社会に効果的に参加することを目的とし、障害の有無に関わらず共に学ぶ仕組み。一般的な教育制度から排除されず、必要な配慮がなされること。また、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対し、自立と社会参加を見据え、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとされている。(共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告))

か行	
用語	説明
学習障害(LD)	全般的な知的発達の遅れはないが、読む、書く、計算するなどの特定の能力に著しい困難がある状態をいう。現在は「限局性学習症」とも呼ばれる。(発達障害情報・支援センター、一般社団法人日本LD学会)
学校支援員	通常の学級に在籍する支援や配慮が必要な児童・生徒の見守りや個別支援を行う支援員のこと。(立川市)
学校生活支援シート(個別の教育支援計画)	児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、福祉や医療等の関係機関とも連携しながら、適切な支援を行うことを目的とした計画のこと。(今後の特別支援教育の在り方について(最終報告))
教育課程	各学校における教育活動を総合的にまとめた計画のこと。(中央教育審議会初等中等教育分科会 教育課程企画特別部会 論点整理)

用語	説明
教育支援センター	不登校の児童・生徒の集団生活への適応や情緒の安定、学力の補充、基本的生活習慣の改善等のために、学校内や学校以外の場所に用意した施設。個別または小集団による学習指導、個別カウンセリング等を実施している。立川市では、各学校内の空き教室の利用(校内教育支援センター)の他、柏小学校「おおぞら」(小学生向け)と錦学習館「たまがわ」(中学生向け)を設置している。(中央教育審議会初等中等教育分科会(第66回)配付資料、立川市)
教育相談	教育相談員(公認心理師等)が、市内の幼児、小学生、中学生、高校生とその保護者を対象に、不登校や進路、落ち着きがない、勉強の遅れ、学校での人間関係などの養育上や教育上の保護者の心配ごとや、子ども自身の悩みについて、相談を受けている。必要に応じて、カウンセリングや遊戯療法、箱庭療法等による心理療法、助言を行いながら、悩みや問題解決を支援している。また、他機関の紹介や情報提供も行う。(立川市)
共生社会	障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。(令和5年版障害者白書)
言語障害通級指導学級	「ことばの教室」と呼ばれている。立川市では、小学校2校に設置している通級指導学級の一つ。構音障害や吃音、その他言語発達の遅れがある児童を対象としている。(障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知))
言語聴覚士	ことばによるコミュニケーションには言語、聴覚、発声・発問、認知などの各機能が関係しているが、コミュニケーションに問題がある場合に、その本質や発現メカニズムを明らかにし、対処法を見出すために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行うことのできる国家資格の一つ。(一般社団法人日本言語聴覚士協会)
校内委員会	校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒の実態把握や支援内容の検討等を行うための委員会。(発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン)

用語	説明
合理的配慮	障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を行使できるよう、教育委員会や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。個別に必要とされるものであり、「本来の目的を失うことなく、過度の負担がないものをいう。（共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告））」
交流及び共同学習	障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に参加する活動を行う際、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の双方を分かちがたいものとして「交流及び共同学習」としている。（交流及び共同学習ガイド）
個別指導計画	児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うために、一人ひとりの障害の状態や発達段階の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手だてを各教科等全般にわたって作成するもの。学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を踏まえて、個別指導計画を作成することが重要である。（小学校（中学校）学習指導要領解説 総則編）
個別の教育支援計画	児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、福祉や医療等の関係機関とも連携しながら、適切な支援を行うことを目的とした計画のこと。東京都においては、引継ぎの視点を含め、「学校生活支援シート」と呼んでいる。（今後の特別支援教育の在り方について（最終報告））

さ行	
用語	説明
自閉症	現在は、自閉スペクトラム症とも呼ばれ、表情や視線といった言葉以外から相手の考えていることを読み取ることの苦手さがあり、特定のことに強い興味・関心がありこだわりがあるといった特性が、生後1年以内に症状が見られる場合がある発達障害の一つ。（国立精神・神経医療研究センター、MSDマニュアル）

用語	説明
自閉症・情緒障害特別支援学級	特別支援学級の一つ。自閉症及び情緒障害があり、その程度として、他人との意思疎通や対人関係の形成、社会生活への適応が困難なものを対象としている。本市では、小学校に2校設置しており、今後小学校3校目、中学校に1校を設置する予定。(障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知))
就学支援シート	小学校の就学にあたり、児童や保護者の願い、子どもの様子や指導の手だて・手掛かり、就学後に必要と思われる支援内容等をまとめ、就学先に引き継ぐもの。幼稚園・保育園等と保護者が記入する。(共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)、就学相談の手引き(東京都))
就学支援ファイル	就学相談の際に、作成した資料をまとめたもの。保護者からの聞き取りを基に、現在の教育状況や就学相談の経過、就学する学校に対する希望等が記入されたものを、就学先へ引き継ぐ。(就学相談の手引き(東京都))
就学相談	心身や発達のことで心配のある子どもの就学に対して、どのような教育環境が良いか相談すること。保護者との面談のほか、行動観察や発達検査、見学・体験を通し、保護者が就学先を検討できるよう情報提供する。就学後も引き続き相談が必要な場合は継続して相談することもできる。(立川市)
巡回相談	教育支援課の教育相談員等が学校の要請に基づいて各学校を訪問し、通常の学級に在籍する特別な支援や配慮を要する児童・生徒の実態を把握して、対象児童・生徒への理解や関わりに対する助言を行う。(立川市)
情緒障害	周囲の環境から受けるストレスによる反応として、自分の意思ではコントロールできない状況に合わない心身の状態が継続する症状が見られること。医学的には不安症のうちの一つ。発達障害とは区別され、心理的な要因により社会的適応が困難な状態をいう。(障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～、MSDマニュアル)
スーパービジョン	カウンセリングにおいて、面接の能力を高めるために、カウンセリングの専門家に意見または指導をお願いすること。(一般社団法人日本カウンセリング学会)

用語	説明
スクールカウンセラー(S C)	学校における教育相談体制等の機能の充実のために、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する臨床心理士などを学校に配置する。児童・生徒を対象とした教育相談、カウンセリングのほか、教員及び保護者への助言等を行う。平成 25(2013)年度から、市内の全小中学校に配置。(学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知))
スクールソーシャルワーカー(SSW)	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生活指導上の課題に対応する。教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童・生徒の支援を行う。(学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知))

た行	
用語	説明
多様な学びの場	個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みとして、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある学びの場のこと。
知的障害特別支援学級	特別支援学級の一つ。知的障害があり、その程度として、他人との意思疎通や日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難なものを対象としている。本市では、小学校に9校、中学校に3校設置している。(障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知))
注意欠陥多動性障害(ADHD)	年齢からみて不相応に注意を持続させることの困難さや順序だてて行動することの苦手さ、落ち着きのなさ、行動の抑制の困難さ等の特徴が持続的に見られる状態。多くは4歳までに気付かれ、12歳までには明らかになる発達障害の一つ。(国立精神・神経医療研究センター、MSDマニュアル)
通級指導学級	通級による指導を行う場所の一つ。本市では、小学校に「難聴」及び「言語障害」の通級指導学級を設置している。それぞれ、「きこえの教室(難聴)」「ことばの教室(言語障害)」と呼んでいる。(特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引)

用語	説明
通級による指導	小中学校の通常の学級に在籍している児童・生徒に対して、各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童・生徒の障害に応じた特別の指導(障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目指す自立活動の指導)を行うもの。 指導時間数は、障害の状態に応じて、週1単位時間から週8単位時間まで(学習障害、注意欠陥多動性障害については月1単位時間から可能)としている。(障害に応じた通級による指導の手引 解説と Q&A(改訂第3版))
登校支援シート	不登校傾向がある児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、当該児童・生徒の置かれた状況を関係機関で情報共有し、組織的・計画的に支援を行うことを目的として、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心に学校が組織的に作成する。(児童生徒理解・支援シートの作成と活用について)
特別支援学級	小中学校に通常の学級とは別に設置され、障害のある児童・生徒が必要な場合に選択できる学びの場の一つ。特別支援学級では、障害による生活上や学習上の困難さを改善・克服するための知識等を身に付けるための指導「自立活動」を取り入れることで、児童・生徒の特性に合わせた指導を行う。(学校教育法第81条、学習指導要領)
特別支援学校	小中学校とは別に設置される学校。障害のある児童・生徒が必要な場合に選択できる学びの場の一つ。知的障害と肢体不自由は通学区域が決められ、本市の通学区域として、立川学園(知的・小中・市内全域)、府中けやきの森学園(肢体・小中・羽衣町)、村山特別支援学校(肢体・小中・羽衣町以外)がある。(学校教育法第72条)
特別支援学校のセンター的機能	特別支援学校が、地域の幼稚園や小中学校、高等学校等における特別支援教育の推進・充実に向けて、各学校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。(学校教育法第74条)

用語	説明
特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。 これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的の遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの。 さらに、障害のある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの。（発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン）
特別支援教育コーディネーター	各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。学校教員の中から学校長が指名する。（発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン）
特別支援教室	通級による指導を行う場所の一つ。発達障害及び情緒障害のある児童・生徒のうち、特別な指導を必要とするものを対象としている。本市において、小学校は「キラリ」と呼び、中学校は「プラス」と呼んでいる。指導を担当する教員が巡回するため、在籍する小中学校で指導を受けることができる。（東京都の発達障害教育）
ドリーム学園	心身の発達に遅れの見られる未就学児を対象に、それぞれの子どもの持っている潜在的な能力を引き出しながら、心身の発達を促すとともに、社会性・適応性を育むため、総合的な療育訓練を行う本市の施設。定員 25 名。遠足や運動会などの行事があり、週5日間の登園を基本とする。通園バスあり。児童福祉法の児童発達支援事業。（立川市）

な行	
用語	説明
難聴通級指導学級	「きこえの教室」と呼ばれている。立川市では、小学校1校に設置している通級指導学級の一つ。補聴器等の使用によっても通常の話し声が聞こえない程度の児童を対象としている。（障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知））

は行

用語	説明
発達障害	自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害のこと。その他、これらに類する脳機能の障害のことも含む場合がある。(発達障害者支援法第2条)
バリアフリー	障害者の社会参加を困難にしている障壁(バリア)を除くこと。物理的な障壁(段差等)の除去のほか、社会的、制度的、心理的な障壁(障害のある人を想定していない習慣や制度、偏見等)の除去を含める意味でも用いられる。(政府広報オンライン)
副籍制度	都立特別支援学校の小中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小中学校に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、地域とのつながりを維持・継続を図る制度。(東京都教育委員会)

や行

用語	説明
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。(障害者基本計画)

A～Z

用語	説明
I C T	Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関連する技術一般。(中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会審議経過報告 > 用語解説)



2 計画策定体制・経過

会議経過

教育委員会定例会

回	開催日	付議案件
令和6（2024）年		
第2回	1月26日	立川市第4次特別支援教育実施計画の策定方針について
第12回	6月27日	立川市第3次特別支援教育実施計画の進捗状況について
第13回	7月12日	立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会及び立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会の構成について
第20回	10月24日	立川市第4次特別支援教育実施計画骨子案について
第23回	12月11日	立川市第4次特別支援教育実施計画について
令和7（2025）年		
第6回	3月25日	立川市第4次特別支援教育実施計画素案について
第9回	5月12日	立川市第4次特別支援教育実施計画原案について

立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会

回	開催日程	主な議事
第1回	令和6（2024）年7月30日	○ 委員会の目的、検討内容、進め方等について ○ 国・東京都の特別支援教育の動向及び本市の特別支援教育に関する状況について
第2回	令和6（2024）年9月17日	○ 学校における特別支援教育の取組等の状況について ○ 立川市第3次特別支援教育実施計画の振り返り及び今後の施策展開について ○ 立川市第4次特別支援教育実施計画の骨子（案）について
第3回	令和6（2024）年11月6日	○ 立川市第4次特別支援教育実施計画（素案の案）について
第4回	令和6（2024）年12月6日	○ 立川市第4次特別支援教育実施計画（素案の案）について（とりまとめ）

立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会委員

委員構成

区分		氏名	所属団体等
関係団体が推薦する者		兒玉 淑江	立川市立中学校PTA連合会
		小松 佳世子	立川市手をつなぐ親の会
		堀田 康雄	立川市立小学校PTA連合会
		横山 智美	立川市肢体不自由児・者父母の会たつのこ
市民		中村 ひとみ	公募市民
		柳ヶ瀬栄三郎	公募市民
市立学校・特別支援学校の校長		市川 裕二	東京都立立川学園 統括校長
		佐藤 邦彦	立川市立松中小学校 校長
		山口 聡	立川市立立川第二中学校 校長
学識経験を有する者	委員長	金子 健	明治学院大学 名誉教授
	副委員長	宮田 章子	医療法人社団さいわいこどもクリニック 顧問

(敬称略 区分ごとに五十音順)

市民参加

(1) 分野別個別計画素案EXPO（市民説明会）

立川市第4次特別支援教育実施計画素案について、市民の皆さんに説明をさせていただき、市民意見公募（パブリックコメント）として、ご意見をいただく機会を創出しました。

日時	令和7（2025）年4月5日
場所	立川市役所
対象者	立川市在住、在勤、在学の方等

(2) 市民意見公募（パブリックコメント）

立川市第4次特別支援教育実施計画素案に対して、市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、2人から10件のご意見をいただきました。

公募期間	令和7（2025）年4月1日～4月21日
提出者数・件数	2人・10件
意見を反映した件数	0件

立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、立川市の特別支援教育の推進に向けて立川市第4次特別支援教育実施計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、計画の案（以下「計画案」という。）の検討を行うため、立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- （1）計画案の検討に関すること。
- （2）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 検討委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する。

- （1）学識経験者 2人
- （2）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校の校長 1人
- （3）立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める小学校（以下「市立小学校」という。）の校長 1人
- （4）立川市立学校設置条例別表に定める中学校（以下「市立中学校」という。）の校長 1人
- （5）市立小学校PTA連合会の代表 1人
- （6）市立中学校PTA連合会の代表 1人
- （7）障害者団体の代表 2人
- （8）公募市民 2人以内

（委員長及び副委員長）

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。

- 2 会議の非公開については、立川市審議会等会議公開規則（平成12年立川市規則第8号）第4条の規定を適用するものとする。

(報告)

第7条 検討委員会は、必要に応じて会議の内容を教育委員会に報告するものとする。

- 2 検討委員会は、計画案の検討が終了したときは、検討結果を教育委員会に報告するものとする。

(謝礼及び記念品)

第8条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈する。

(オブザーバー)

第9条 検討委員会にオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が指名する。

- (1) 子ども家庭部子ども家庭支援センター長
- (2) 子ども家庭部保育振興担当課長
- (3) 教育委員会事務局教育部指導課長

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育支援課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会事務局教育部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する所掌事務の終了をもってその効力を失う。

立川市第4次特別支援教育実施計画

令和7（2025）年〇月発行

発行 立川市教育委員会

〒190-8666

東京都立川市泉町 1156 番地の9

電話 042-523-2111（代表）

FAX 042-528-6875

ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

編集 立川市教育委員会事務局 教育部教育支援課